



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フジモリ元ペルー大統領に関する国籍法および国際刑事法上の諸問題
Author(s)	アンダーソン, ケント; Anderson, Kent; 奥田, 安弘 他
Citation	北大法学論集, 54(3), 334-289
Issue Date	2003-08-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15218
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(3)_p334-289.pdf



フジモリ元ペルー大統領に関する 国籍法および国際刑事法上の諸問題

ケント・アンダーソン
奥田安弘

- I はじめに
- II フジモリ事件の概要
- III 日本の国籍法上の諸問題
 - 1 国籍取得
 - 2 国籍留保
 - 3 国籍離脱と外国国籍の選択
 - 4 国籍選択
 - 5 外国国籍離脱義務
 - 6 アリトミ氏のケースとの比較
 - 7 フジモリ氏の国籍認定
- IV 国際刑事法上の諸問題
 - 1 日本国民の引渡
 - 2 引渡に代わる措置
 - 3 フジモリ事件の教訓
- V 政治的考察
 - 1 国際情勢
 - 2 国内情勢
- VI おわりに

I はじめに

東京裁判およびニュルンベルク裁判以降、国際法の発展において最も重要な出来事のひとつは、政治的および軍事的指導者である個人に対し、そのコントロールのもとで犯された人権侵害の責任を負わせる傾向が強まっていることである。とりわけ1998年から2001年までにチリのピノチェット元将軍について行なわれた法的措置は、かかる傾向の象徴的な出来事であった¹。いわゆるピノチェット裁判を含む一連の出来事は²、

¹ ピノチェット事件がいかに画期的であったかについては、William J. Aceves, *Liberalism and International Legal Scholarship: The Pinochet Case and the Move Toward a Universal System of Transnational Law Litigation*, 41 HARV. INT'L L. J. 129, 166 (2000); Christopher L. Blakesley, *Autumn of the Patriarch: The Pinochet Extradition Debacle and Beyond—Human Rights Clauses Compared to Traditional Derivative Protections Such as a Double Criminality*, 91 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 1, 18-19 (2000); Christine M. Chinkin, *International Decisions*, 93 AM. J. INT'L L. 703, 709-711 (1999); Michael J. Kelly, *Case Studies “Ripe” for the International Criminal Court: Practical Applications for the Pinochet, Ocalan, and Libyan Bomber Trials*, 8 MICH. ST. U.-DCL J. INT'L L. 21 (1999); Vicci L. Marrero, *Evolution of British Jurisprudence in the Extradition of General Augusto Pinochet: Application of International Human Rights Treaty Trumps Sovereign Immunity*, 8 MICH. ST. U.-DCL J. INT'L L. 119, 122 (1999); Antonio F. Perez, *The Perils of Pinochet: Problems for Transitional Justice and a Supranational Governance Solution*, 28 DENV. J. INT'L L. & POL'Y 175, 189 (2000); Naomi Roht-Arriaza, *The Pinochet Precedent and Universal Jurisdiction*, 35 NEW ENG. L. REV. 311, 311 (2001); Ruth Wedgwood, *Augusto Pinochet and International Law*, 46 MCGILL L. J. 241, 244 (2000) など参照。ただし、Curtis A. Bradley & Jack L. Goldsmith, *Pinochet and International Human Rights Litigation*, 97 MICH. L. REV. 2129, 2131-2132, 2173-2183 (1999) は、英国およびその他の国では、たしかに画期的であったかもしれないが、米国では、憲法および訴訟法上の理由により、このような結論にはならなかったであろうとする。また、Curtis A. Bradley, *The “Pinochet Method” and Political Accountability*, 3 GREEN BAG 2D 5, 5-6 (Autumn 1999) も、ピノチェット事件が画期的であることを認めるが、必ずしも肯定的な評価ばかり与えるわけにはいかないとする。

² 本稿において「ピノチェット裁判」とは、1998年から2001年にかけて行なわれた一連の裁判手続、すなわち、スペインにおける起訴、英国による引渡の審理および再審理、チリへの引渡、そしてチリでの不起訴の決定など、ピノチェット

たとえ友好国や中立国であっても、他国の領域内で人権侵害を犯したその他国の指導者の責任を追及する用意があることを示した。この新たな方向は、スペイン、英国、チリなど、多数の国の国内裁判所が様々な国内法を適用して下した判決から明らかとなるわけであるが、そのためピノチェット事件は、様々な面で国際法の発展を促し、国内法の国際的機能に注目を集める役割を果たした³。とりわけ影響を受けた分野としては、国際刑事法、国際人権法、普遍的管轄権、犯罪人の引渡、裁判権免除がある。多数の要素が時間的に重なり合った結果、ピノチェット事件は、ほとんどすべての点において、現在起こりうる国際法および国際政治上の最も進歩的な出来事のひとつとなりえたのである。

ピノチェット事件の事実関係および争点は、ペルーのアルベルト・フジモリ元大統領のそれらを思い起こさせる。両者があまりにも似ているので、フジモリ事件は、ニュルンベルク裁判からピノチェット裁判に至る国際法の発展の次のステップになるのではないか、という期待を最初は抱かせたかもしれない⁴。たとえば、ピノチェット裁判では、国内の

ト氏に関するすべての裁判手続を含む。これに対して、「ピノチェット事件」とは、同氏をめぐる事実関係の全体を指している。「フジモリ事件」も、同様の意味で使われている。

³ 英国の裁判については、*Regina v. Bow St. Metro. Stipendiary Magistrate*, [1999] 2 W.L.R. 827 (H.L.). スペインの裁判については、*María del Carmen Márquez Carrasco & Joaquín Alcaide Fernández*, *International Decisions*, 93 AM. J. INT'L L. 690, 690-696 (1999). チリの裁判については、*Clifford Krauss*, *Chile Court Bars Trial of Pinochet*, N.Y. TIMES, Jul. 10, 2001, at A-1. ピノチェット氏は、さらにスイス、ベルギー、フランスなどにおいても、引渡要請の手続を受けている。ベルギーの手続については、*Luc Reydam*, *International Decisions*, AM. J. INT'L L. 700, 700-703 (1999). スウェーデンおよびドイツなどのその他のヨーロッパ諸国における初期の引渡要請については、*Kim Sengupta*, *Pinochet Ruling: Straw Facing a Queue for Extradition*, INDEP. (London), Nov. 27, 1998, at 7.

⁴ とりわけ人権監視団 (Human Rights Watch) は、ピノチェット事件を他の類似ケースのモデルとして使うためのプログラムを開発した。Paul Lewis, *U.N. Committee, Under Pressure, Limits Rights Groups*, N.Y. TIMES, June 22, 1999, at A3. その結果、多数の「アフリカのピノチェット (African Pinochets)」が生まれた。See, e.g., Reed Brody, *The Prosecution of Hissene Habre: An "African Pinochet"*, 35 NEW ENG. L. REV. 321 (2001); Anne Penketh, "African Pinochet" Is Charged over

抵抗勢力の人権を侵害した南米の元指導者に対する裁判管轄権、犯罪人としての引渡、および国家元首としての免責の抗弁が問題となった。同様にフジモリ氏も、南米の元指導者であり、主に国内の抵抗勢力に対する人権侵害の責任を問うために、犯罪人としての引渡が求められている。さらに、英国におけるピノチェット氏のように、フジモリ氏も、最初は日本において温かく迎えられたが、徐々に彼の受入を疑問視する声が高まったので、あるいは、英国で実際に起きたように、広い視野の国際法の理想が狭い視野の国内法の原則に対して勝利する環境が整いつつあるのではないか、という期待を抱かせた。

しかし、ふたつの事件の結幕は、まったく異なったものになりそうである。フジモリ氏がペルーから逃げてきた後、日本政府は、彼が日本人であるため、犯罪人としての引渡ができないことを「発見」したのである。政府は、これが日本の現行法を適用した結果にすぎないと主張した。しかし、海外のメディアの受け止め方は、日本政府がフジモリ氏をかくまうために政治的な決断をした、というものであった。マスコミの論調は、ちょうどマーガレット・サッチャー氏がフォークランド紛争における援助に感謝して、ピノチェット氏の保護を主張したように⁵、フジモリ氏が1996年のリマの日本大使館襲撃事件を解決したこと、ペルー経済を建て直したこと、そして単純に彼が人種的に日本人であることから、日本政府は彼の労に報いようとしている、というものであった。

これらの一般の受け止め方は、正確ではないが、日本政府も、この悪い印象を招いたことに責任がないわけではない。たしかに日本の国籍法

Torture and Killings, INDEP. (London), Feb. 4, 2000, at 15; *Africa's Many Pinochets-in-Waiting*, ECONOMIST, Feb. 12, 2000, at 47; Inbal Sansani, *The Pinochet Precedent in Africa: Prosecution of Hissene Habre*, 8 HUM. RTS. BRIEF 32 (2001). 本稿のもとになったアンダーソンの論文のタイトルも、それにならったものである(本文末尾の「追記」参照)。

⁵ たとえば、Kim Sengupta, *Adoringly, the Lady Praised Him for Bringing Democracy to Chile*, INDEP. (London), Mar. 27, 1999, at 7. さらに元米国大統領のジョージ(ハーバート・ウオーカー)ブッシュ氏も、同様の声明を出した。Nicholas Watt, *Bush Joins Pinochet Lobby to Bring "Unjust" Detention to End*, GUARDIAN (London), Apr. 12, 1999, at 9.

および逃亡犯罪人引渡法によれば、フジモリ氏は、合法的に日本政府の保護を受ける立場にあったが、同時に、多かれ少なかれ日本政府の政治的決断の恩恵も受けていた。何よりも、上記の悪い印象は、日本政府が時代遅れの非国際的なスタンダードに依拠したことから生じたものであったと言える。それにもかかわらず、日本政府が国際的な世論の圧力を受けて、ピノチェット裁判のような進歩的アプローチをとることは、起こりそうもないと考えられる。フジモリ事件の教訓は、偏狭な国家主権の概念にもとづく古くさい規範が、依然としてピノチェット事件のように進歩的な国際法の発展を阻害しうるし、現に阻害するであろう、ということである。さらに、国際的な世論がそれほど盛り上がりそうもないところをみれば、これらの変数は実に動きやすく、ピノチェット事件において、新しい国際法の発展を導くように変数が一致したのは、例外であったことが分かる。

本章に続いて、第2章「フジモリ事件の概要」では、おおむね異論のない事実をまとめることによって、フジモリ氏のペルー国内における政治活動、日本との関係、日本への亡命後の出来事を明らかにしたい。また第3章「日本の国籍法上の諸問題」では、日本政府によるフジモリ氏の国籍認定は、現行法の公正な適用結果にもとづくものであるが、同時に、若干の裁量権の行使がフジモリ氏にとって有利に働いたことを明らかにしたい。第4章「国際刑事法上の諸問題」では、自国民の引渡に関する日本の法令を検証し、引渡に代わる措置についても、幾つかの可能性を考えてみたい。第3章および第4章では、フジモリ氏に対する日本政府の対応について、外国のマスコミなどに誤解があることを明らかにするが、日本政府の側にも、国籍や犯罪人の引渡について、戦前の古くさい観念に固執し続けた結果、このような誤解を招いた責任があると考える。第5章「政治的考察」では、ピノチェット事件とフジモリ事件の比較を試みる。そこでは、関連する政治状況を考慮すれば、おそらく両者の結幕は異なるであろうし、ピノチェット裁判によって確認ないし創造された国際法規範は、維持も発展もさせられないであろうと予測する。最終章では、ピノチェット事件が国際法および国際政治に及ぼした進歩的な影響と異なり、フジモリ氏に対する日本政府の対応は、国際法の発展に対する国内法の障害がどれほど根深いものであるか、またこの発展

を実現するために必要な要素がどれほど気まぐれであるかを証明している、という結論を示したい。

なお、誤解のないように付け加えれば、本稿は、フジモリ氏が実際にペルーにおいて人権侵害の犯罪を行なったことを前提とするものではない。しかし、後述のような疑惑がある以上、ペルーまたは日本、さらには第三国など、いずれかの国の裁判において、事実を明らかにすべきであると考ええる。これは、客観的な状況の分析に基づくものであって、政治的な主張を述べているわけではない。すなわち、本稿は、純粹に学問的な観点から、フジモリ氏の国籍および被疑者としての引渡という問題を分析するものである。

II フジモリ事件の概要⁶

アルベルト・ケンヤ・フジモリ氏は、1938年、ペルーのリマ郊外において生まれた⁷。彼の両親は日本人移民の1世であり、ペルーには帰化しなかった。ペルーには、大規模な日本人移民のコミュニティがあり、当時すでに1万8000人が住んでいた⁸。フジモリ氏の父は、息子の出生をリマの日本大使館に届け、その出生届は熊本県の本籍地に送付され

⁶ フジモリ事件の概要の大部分は、マスコミのデータベースによって検索が可能であるが、以下では、とくに断りのない限り、Isabel Hilton, *The Government is Missing: Fujimori and Montesinos Vanished Amid Strange Stories of Soothsayers, Bribes, and Secret Videos*, NEW YORKER, Mar. 5, 2001, at 58 によった。

⁷ Takahiro Fukada, *Tokyo Denies 1924 Law Means Fujimori Is Not Japanese*, AGENCE FR. PRESSE, June 21, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

⁸ 統計によれば、1940年の時点において、ペルーには1万7598人の日本人および8790人の日系ペルー人がいた。初期のペルー移民については、Manjusha P. Kulkarni, *Applicability of the Civil Liberties Act to Japanese Peruvians: Seeking Redress for Deportation and Internment Conducted by the United States Government During World War II*, 5 B.U. PUB. INT. L. J. 309, 310 (1996); Natsu Taylor Saito, *Justice Held Hostage: U.S. Disregard for International Law in the World War II Internment of Japanese Peruvians—A Case Study*, 19 B.C. THIRD WORLD L. J. 275, 280 (1998).

た⁹。

1990年まで、フジモリ氏は、ラ・モリナ・ナショナル・アグラリアン大学において農業および数学の教授を務め、政治的な活動の経験やコネクションはなかった。ところが、「小さな中国人(El Chinito)」(誤って付けられたフジモリ氏のあだ名)は¹⁰、ペルーの大統領選挙に立候補し、当選を果たした。それは、エリート層の大部分をはじめ、多くの人を驚かせた。フジモリ氏は、既存の勢力、とりわけ重要な軍隊とのコネクションがあまりなかったので、軍部および内政の補佐官のひとりとして、ブラディミーロ・レーニン・モンテシノス氏を指名した。

1990年から2000年までのフジモリ政権の間、多くの注目すべき出来事があった。良い出来事としては、経済が回復し、成長しはじめたこと¹¹、ゲリラ勢力を鎮圧し、様々な人権侵害の罪で訴追したこと、1996年の日本大使館襲撃事件をエリート部隊の活躍により解決したことが挙げられる¹²。あまり良くない出来事としては、1992年に「自作クーデタ」を起こして、憲法を停止し、検閲を始め、裁判所および議会を解散したこと¹³、脱税および救援物資の横領の噂が流れたことが挙げられる。しかし、最も重要な出来事は、人権監視団 (Human Rights Watch)、アムネスティ・インターナショナル、アメリカ国務省などがフジモリ政権による

⁹ *Japan Confirms Fujimori's Japanese Citizenship*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, Dec. 12, 2000, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File; Fukada, *supra* note 7. 2000年12月12日付け読売新聞第1面も参照。

¹⁰ ただし、フジモリ氏自身は、このあだ名を気に入っていたようである。Ranee K.L. Panjabi, *Terror at the Emperor's Birthday Party: An Analysis of the Hostage-Taking Incident at the Japanese Embassy in Lima, Peru*, 16 DICK. J. INT'L L. 1, 22 (1997).

¹¹ たとえば、Victor Aritomi Shinto, *Long-Standing Bilateral Ties Mark 125th Anniversary*, JAPAN TIMES, July 28, 1998, at 8 によれば、インフレが1990年の76.50%から1997年には6.4%まで下がったとのことである。

¹² 1996年の大使館襲撃事件は、多数の法律論文のテーマとなった。Panjabi, *supra* note 10, at 1.

¹³ 日本政府は、たとえば後述注24の本文における2000年の三選の際とは異なり、1992年の「自作クーデタ」の際には、これを批判した。Toshiki Kaifu, *Nations Have History of Cordial Ties*, JAPAN TIMES, July 28, 1992, at 12.

様々な人権侵害の報告書を公表したことである¹⁴。すなわち、主に国内の反対勢力を鎮圧するため、拷問、殺人、誘拐、その他の犯罪行為がなされた、というのである。

フジモリ氏は、大統領在職中、一貫して日本との密接な関係を維持してきた¹⁵。彼が大統領当選後に最初の外遊先として選んだのは日本であり、ペルーの貧困層救済のための援助を日本から獲得した。彼は、在任期間中、しばしば日本を訪れており、10年の政権期間中に20回近い日本訪問を行なった¹⁶。彼の息子は日本に住んでおり、また彼と同じく日本とペルーの二重国籍者である義理の弟、ヴィクトール・アリトミ氏は駐日大使に任命された¹⁷。フジモリ氏は、日本語をほとんど話せないにもかかわらず、日本との人種的なつながりを維持するため、日本とペルーの二重国籍者の女性と結婚したり、子どもに伝統的な日本の名前をつけたりした。彼の日本との交流は、十分に報われた。彼は、莫大な日本政

¹⁴ たとえば、AMNESTY INTERNATIONAL, PERU: AMNESTY INTERNATIONAL REPORT (2001), at <<http://www.web.amnesty.org/web/ar2001.nsf/webamrcountries/PERU?OpenDocument>>; BUREAU OF DEMOCRACY, HUMAN RIGHTS, AND LABOR, U.S. DEPT' OF STATE, PERU: COUNTRY REPORTS ON HUMAN RIGHTS PRACTICES (2000), at <<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2000/wha/827.htm>>; HUMAN RIGHTS WATCH, PERU: HUMAN RIGHTS DEVELOPMENTS (1999), at <<http://www.hrw.org/wk2k/americas-08.htm>>.

¹⁵ フジモリ氏と日本の密接な関係は、ペルーと日本の100年以上の人的交流を考えれば、驚くべきことではない。フジモリ政権時代に、在日ペルー人の数は1000人から4万人に増え、在日外国人の第6位となった。Victor Aritomi, *Immigration Strengthens Bonds*, JAPAN TIMES, July 28, 1999, at 8. 一方、ペルーには、1990年の時点で8万人の日系人がいた。両国の関係は、洪積世の時代にまでさかのぼるとの説もある。Shozo Masuda, *Japan-Peru Links Are More Than Skin-Deep*, JAPAN TIMES, July 28, 1990, at 6.

¹⁶ Panjabi, *supra* note 10, at 29.

¹⁷ 着任の際に、アリトミ氏は、「日系2世であり、…日本語が流暢である。これまで14回来日したことがあり、11月の明仁天皇の即位式には、ペルー政府の特使として出席していた」と報じられた。Fujimori's Brother-In-Law Named New Envoy to Japan, JAPAN ECON. NEWSWIRE, Feb. 9, 1991, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File.

府の援助¹⁸、企業の直接投資¹⁹、一般市民からの衣類・トラック・漁船など様々な物資の寄付を呼び込んだ²⁰。ある研究者は、この状況を次のように述べている。

「彼の日本人としての血統は、ペルーを経済危機から救う貴重な財産であるとされた…。日本は、フジモリ氏にとって切り札となった。それは、ペルーが渴望する投資、容易な交渉窓口、そしてかつてのボスであった米国とはまったく異なる二国間関係を提供した。ペルーは日本の裏庭ではなく、日本人は人種の優越感を示さなかった」²¹。

フジモリ政権の絶頂期は2000年であった。彼は、憲法の三選禁止規定にもかかわらず、大統領選に出馬し、当選を果たした²²。その後、選挙運動および選挙の際に買収工作があったのではないか、という指摘がとりわけ米国、欧州連合、米州機構からなされたが²³、ペルーの最大の援

¹⁸ 外務省のウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/peru/data.html>> (2001年末閲覧)によれば、ペルーに対する1999年度までの有償資金協力は約3600億円であり、無償資金協力は約510億円、技術協力実績は約380億円であった。また、Victor Aritomi Shinto, *Nation Achieves Important Advances*, JAPAN TIMES, July 28, 1995, at 13によれば、海外経済協力基金および日本輸出入銀行からの経済援助に加えて、「ペルーは、保健・教育・エネルギーの分野において、南米の他のどの国よりも多くの無償援助を受けており」、「このような大盤振る舞いは、日本政府がペルーの発展およびフジモリ大統領の指導力を支持している証拠である」。

¹⁹ 外務省・前掲注(18)によれば、1998年現在の日本からペルーへの直接投資の残高は、20億6500万ドルであり、24の日本企業がペルーに進出していた。

²⁰ たとえば、*Japan to Donate 120 Transport Vehicles to Peru*, XINHUA GEN. NEWS, Sep. 4, 1990, LEXIS, News Library, Arcnws File; *Japanese Civic Group Donates 1 Mil. Dollars to Peru*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, Dec. 2, 1990, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File. さらに、1994年5月30日付け読売新聞第2面参照。

²¹ Panjabi, *supra* note 10, at 23.

²² 憲法裁判所が1997年に三選を違憲とする判決を下した後、フジモリ氏は、議会に3人の裁判官を交代させ、1998年の2回目の審理では自分に有利な判決を下させた。Oscar Zamalloa, *Supreme Court Clears Way for Fujimori to Seek Third Term*, AGENCE FR. PRESSE, Feb. 10, 1998, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

²³ *After Fujimori's "Victory"*, ECONOMIST, June 3, 2000, at 3; *The Question Marks Over Peru's Presidential Vote*, ECONOMIST, May 20, 2000, at 45.

助国である日本は、国際監視団が選挙の監視を実施できなかったことを遺憾に思う、とのコメントを発表しただけであった²⁴。しかし、9月には、フジモリ氏の側近のモンテシノス氏が国会議員を買収し、大統領選におけるフジモリ支持を求める現場のビデオがテレビで放映された。フジモリ氏は、モンテシノス氏と距離を置こうとしたが、テープが次々に放映され、多数の政治家、裁判官、マスコミ関係者が買収される様子が映し出されたので、彼の立場は次第に悪くなっていった。

モンテシノス氏がペルーを出国した後も、まだ政治的危機は続いていたが、フジモリ氏は、意外にも、ブルネイにおいて開催される経済会議への出席を決めた。そして、この会議の後、彼は、またしても予想に反して、日本を非公式訪問し、外交旅券によって入国した。彼は、当初、風邪の治療をするために、日本に滞在しているのだと述べていたが、11月20日、突然、大統領を辞任する旨のファックスをリマに送った。ペルー議会は、辞任を認めず、代わりに罷免を可決した。その後、フジモリ氏は、日本国民であるから、日本に居住する権利があると主張し、日本の法務省は、1か月の調査の後、これを認めた。このようにして、フジモリ氏は、ペルー大統領として3期目の当選を果たしてから半年後に、1人の日本人として、東京のアパートにひっそりと暮らすようになったのである²⁵。

フジモリ氏が大統領を辞任した後、多数の刑事告訴、議会の調査、マスコミの取材が彼について行なわれた²⁶。刑事告訴の理由としては、脱税、贈収賄、日本からの貧困者層援助などの寄付金の横領、3億7200万ドル以上の公金の横領、反対勢力に対する裁判によらない死刑および拷問などの人権侵害への関与が挙げられた。人権侵害は、おおむねモンテ

²⁴ *Japan Frets Over Peru's Presidential Vote*, JIJI PRESS, May 29, 2000, LEXIS, News Library, Jiji Press Ticker Service File. さらに2000年6月1日付け毎日新聞第2面参照。

²⁵ 2001年3月6日付け読売新聞第16面参照。

²⁶ *Cleaning Up After Fujimori: Peruvian Panel Probes "Economic Crimes" Linked to Privatization*, NACLA REP. ON THE AMERICAS, Jan. 1, 2002, at 42, 2002 WL 12669942; Abraham Lama, *Peru: Wanted—A Judge Like Spain's Garçon for Fujimori*, INTER PRESS SERV., May 25, 2001, LEXIS, News Library, Inter Press Serv. File.

シノス氏が自ら行なったり、彼が命令したものであった。最も明白であるのは、1991年にゲリラと間違えられて殺された15名の死亡、1992年に行なわれた子どもの誘拐ならびに9名の学生および1名の教授の処刑である。2001年5月に、ペルーの検事総長は、フジモリ氏を1991年の事件への関与により訴追し²⁷、8月に、ペルー議会は、満場一致で、フジモリ氏を人道に対する罪により告訴することを議決した²⁸。さらに2001年9月に、ペルー最高裁判所は、インターポールを通じて、フジモリ氏に対する国際逮捕令状を発給した²⁹。また2001年末から2002年初頭にかけ、ペルー議会は、フジモリ氏がモンテシノス氏をペルーから逃がすために支払った1500万ドルの贈賄事件を付け加え、最高裁は、再び国際逮捕令状を発給した³⁰。

このような多数の告訴や調査にもかかわらず、日本政府がフジモリ氏を自国民であると認定したことがきっかけとなり、主にふたつの方向から批判が起きた。ひとつは、ペルー政府がフジモリ氏の人格を批判し、この事件における日本政府の姿勢および行動についても、多数の外交的抗議を申し入れたことである³¹。たとえば、ペルー議会は、フジモリ氏が「モラルを欠いている」と批判し、またペルーの新大統領は、「ペルーと日本が協力して問題を解決すべきである」と訴えながらも、「フジモリ氏は、ペルーの裁判に服すべきである」と主張した³²。

もうひとつは、海外のメディアがフジモリ氏の行動と日本政府の保護

²⁷ たとえば、*Fujimori Charged with Murder for 1991 Student Massacre*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, May 24, 2001, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File.

²⁸ たとえば、*Peru's Congress Votes to Allow Charges Against Ex-President*, N.Y. TIMES, Aug. 28, 2001, at A4.

²⁹ *Peruvian Judge Issues Warrant for Ex-President Fujimori*, L.A. TIMES, Sep. 14, 2001, at A60.

³⁰ たとえば、*Global Arrest Order Issued for Fujimori*, CHI. TRIB., Jan. 25, 2002, at 6.

³¹ たとえば、*Japan Lodges Complaint with Peru Over Fujimori Investigation*, AGENCE FR. PRESSE, Jan. 4, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

³² Jonathan Annells, *No Plans to Extradite Fujimori After Montesinos Arrest*, AGENCE FR. PRESSE, June 25, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File; *Toledo Reiterates Request for Japan to Handover Fujimori*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, June 29, 2001, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File.

の両方を問題にしたことである³³。あるコメンテータは、次のように日本政府を直接的に攻撃した。

「日本政府は、フジモリ氏をかばおうとしている。本人と家族に日本国籍を与え、ペルー当局への協力を拒んでいる。日本の役人は、日本とペルーの間に犯罪人引渡条約がないことを挙げ、また何人かは、…フジモリ氏がペルーの政敵による魔女狩りの犠牲者であるという彼の主張に共感を表明した。しかし、このような日本側の主張には賛成できない。むしろ犯罪人の処罰を実効性あるものにすべきであるという声が高まっている世界の情勢において、それは到底支持できないのである」³⁴。

メディアの大勢は、ますます過敏になっているが、その問題の取り上げ方は、日本政府が過去の良好な関係に報いて、フジモリ氏をかくまうために政治的決断を下した、というものであった³⁵。たとえば、ザ・ク

³³ たとえば、エコノミスト誌の論説は、次のように述べている。「ペルーの事件では、ふたつの国がとくに責任を負っている。ひとつは米国であり、…もうひとつは日本である。日本政府は、先日、フジモリ氏は、父母が日本で生まれたから、日本国籍であるという声明を発表した（訳注：これは、「父母が日本人であるから」の誤りである）。日本がフジモリ氏をかくまいたいという気持ちは理解できる。彼の民族的出自は、かつて日本の誇りであった。さらに、日本は、彼が1997年に…（大使館襲撃事件を）解決した際の勇気ある決断にとりわけ感謝している。…日本の判断は、（訳注：法律的には）正しいかもしれないが、やはり疑問に思われる。今日では、諸国の法律は、二重国籍を禁止しているからである（訳注：これも誤りである）。日本は、仮にフジモリ氏が犯罪の責任を問われるとしても、彼の新しい地位（訳注：日本国籍）は、ペルーやその他の国での裁判を免れるためではないと主張して、事実をごまかそうとしているのかもしれない」。 *Investigating Fujimori's Regime*, *ECONOMIST*, Dec. 23, 2000, at 20. さらに、Ilene R. Prusher, *South American Misfits in Japan*, *CHRISTIAN SCI. MONITOR*, Dec. 15, 2000, at 6 も、「日本政府にとって、フジモリ問題は、法律問題だけでなく政治問題でもある」と述べている。

³⁴ *On the Lam in Japan*, *WASH. POST*, Sep. 9, 2001, at B6.

³⁵ たとえば、James Brooke, *Tokyo Journal: Fujimori the Exile, Repackages His Peruvian Past*, *N.Y. TIMES*, Jan. 11, 2002, at A4 は、「一般に日本国籍を（訳注：帰化によって）取得するためには、数年かかるが、フジモリ氏は、日本亡命の翌月である2000年12月には日本国籍を取得した」と述べている。また、Gabriella Gamini, *Peru Issues an Arrest Warrant for Fujimori*, *TIMES (London)*, Sep. 15,

リスチャン・サイエンス・モニターは、次のような社説を掲載した。

「日本政府は、アルベルト・フジモリ元大統領を贈収賄の罪で指名手配しているペルーに送還することを拒否した。政府は、逃亡中の指導者の両親が日本生まれであることを理由として、彼に国籍を与え、引渡要求を防いだ」³⁶。

一方、フジモリ氏本人は、自分のホームページを通じて、疑惑を否定し、すべての告発はでたらめであり、政治的な意図にもとづいていると主張した³⁷。また彼は、ペルーでは、公正な裁判を受けることができないとも主張している。これは、皮肉なことである。なぜなら、彼を裁こうとしている裁判官たちは、1992年の自作クーデタによって当時の裁判官を解任した後、彼が自ら任命した者であったからである³⁸。その彼のために、日本政府は、少し苛立たしげに、自分たちは現行法を中立的に適用しただけであり、さもなければ、それこそ法治国家の否定になると主張したのである³⁹。

2001, at 11 は、「彼は、ペルーの日系移民の子であることを理由として、11月に来日した際に、日本国籍を与えられた」と述べている。さらに、Richard Lloyd Parry, *Fujimori Turns Japanese to Evade Peruvian Justice*, INDEP. (London), Dec. 13, 2000, at 14 は、「日本政府は、外交交渉を無用とする異常な事態を迎え、この元大統領の引渡を禁止する命令を発した」と述べている。Jonathan Watts, *Fugitive Fujimori Finds Sanctuary in Dual Nationality*, GUARDIAN (London), Dec. 13, 2000, at 19 も参照。

³⁶ *Land of the Clouded Sun*, CHRISTIAN SCI. MONITOR, July 20, 2001, at 10.

³⁷ あるニューヨークの新聞は、フジモリ氏のウェブサイト <<http://www.fujimori-alberto.com>> について、次のようにコメントしている。“As if cyber con men and computerized sex predators were not enough, now another menace lurks in the Internet’s darkest electronic recesses: Alberto Fujimori.” Albor Ruiz, *Ex-Prez Has Web Fairy Tale, But It’s No Happy Ending*, DAILY NEWS (New York), Aug. 23, 2001, at 4.

³⁸ 2001年7月31日付け朝日新聞第10面参照。

³⁹ 同上および外務省のウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/announce/press/2000/12/1219.html>>; <<http://www.mofa.go.jp/announce/press/2001/9/914.html>> 参照。さらに、*Tokyo Denies Protection for Fujimori*, CHANNEL NEWSASIA, Dec. 14, 2000, LEXIS, News Library, Channel NewsAsia File.

Ⅲ 日本の国籍法上の諸問題

フジモリ氏が日本で保護を受ける法的根拠は、主にふたつある。すなわち、日本の法令上、フジモリ氏は日本国籍を有すること、そして日本国民であるフジモリ氏は、被疑者として外国に引き渡されないことである。フジモリ氏は日本とペルーの二重国籍者であるというが⁴⁰、日本の国籍法は、もともと重国籍を制限しようとしている⁴⁰。具体的には、重国籍者は、外国国籍を放棄するか、または日本国籍を離脱するか、いずれかの選択を求められる⁴¹。もっとも、現実には、重国籍の問題は、ふたつの国の法に関係しているから、ある国が単独でそれを制限することは、きわめて困難である。この現実および国際化の進展を受けて、大多数の先進国は、法律上または事実上、重国籍を容認する傾向にある⁴²。

⁴⁰ 日本の国籍法における重国籍の制限を批判した英語論文としては、Mie Murazumi, *Japan's Laws on Dual Nationality in the Context of a Globalized World*, 9 PAC. RIM L. & POL'Y J. 415 (2000)がある。さらに NGO による批判としては、国際結婚を考える会『二重国籍』（1991年）61頁以下、ジャーナリストによる批判としては、柳原滋男『二重国籍』容認が国を変える』現代2001年7月号210頁がある。

⁴¹ この国籍選択制度の詳細は、後述4において考察するが、さしあたり法務省のウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/ENGLISH/CIAB/ciab-04.html>> 参照。

⁴² とりわけ1997年にヨーロッパ評議会の閣僚委員会が採択した国籍に関するヨーロッパ条約14条1項は、出生または婚姻により法律上当然に（自己の意思によらないで）重国籍になった者については、その重国籍を容認する義務を締約国に課している。奥田安弘＝館田晶子「1997年のヨーロッパ国籍条約」北大法学論集50巻5号（2000年）113頁以下参照。カナダについては、Citizenship Act of 1976, R.S.C., ch. C-29, § 9(1) (1985)。米国については、U.S. Dep't of State, *Advice About Possible Loss of U.S. Citizenship and Dual-Nationality*, reprinted in 67 INTERPRETER RELEASES 1092 (1990), revised edition in 87 AM. J. INT'L L. 599 (1992)。メキシコの1997年の憲法改正および1998年の国籍法については、Paula Gutierrez, *Comment, Mexico's Dual Nationality Amendments*, 19 LOY. L.A. INT'L & COMP. L. REV. 999 (1997)。さらに重国籍の容認一般については、Thomas M. Franck, *Clan and Superclan: Loyalty, Identity, and Community in Law and Practice*, 90 AM. J. INT'L L. 359, 378 (1996); David A. Martin, *New Rules on Dual Nationality for a Democratizing Globe: Between Rejection and Embrace*, 14 GEO. IMMGR. L. J. 1,

しかし、日本は、この傾向から外れている。現に、25か国の重国籍政策を対象としたある調査によれば、日本とオーストラリアだけが「制限的な国」とされている⁴³。また日本の学説では、立法論として重国籍を容認する見解もみられるが⁴⁴、依然として「国籍単一の原則」を主張する見解が有力である⁴⁵。その結果、日本は、昭和59年の国籍法改正により、国籍留保制度・国籍選択制度・外国国籍離脱義務という三段階の重国籍制限策を拡大ないし追加した後、これを改正しようとする動きを見せていない。

このように単一国籍政策をとり、かつこれを広く実施しようとしているにもかかわらず、日本がフジモリ氏の日本国籍維持を容認したことは、驚くに値しない。その厳格な重国籍の制限とフジモリ氏の二重国籍容認とは、矛盾しているという誤解を招きかねないが、日本の国籍法を忠実に適用していけば、これは法律違反でないことが分かるであろう。すな

3 (1999); Murazumi, *supra* note 40, at 435-439; Peter J. Spiro, *Dual Nationality and the Meaning of Citizenship*, 46 EMORY L. J. 1411, 1461 (1997).

⁴³ T. Alexander Aleinikoff & Douglas Klusmeyer, *Plural Nationality: Facing the Future in a Migratory World*, in: CITIZENSHIP TODAY: GLOBAL PERSPECTIVES AND PRACTICES 63, 77 (T. Alexander Aleinikoff & Douglas Klusmeyer eds., 2001).

⁴⁴ 奥田安弘『家族と国籍－国際化の進むなかで』(1996年) 67頁以下、とくに108頁以下、同「国際結婚と国籍」法学教室164号(1994年) 4頁、国友明彦「国籍の任意取得による重国籍－特にスイス法とストラスブール条約について」国際法外交雑誌93巻5号(1994年) 1頁、とくに30頁、同「家族と国籍」国際法学会編『日本と国際法の100年・第5巻個人と家族』(2001年) 99頁、とくに123頁、木棚照一「国籍の選択」『国際私法の争点 [新版]』(1996年) 268頁など。

⁴⁵ 江川英文＝山田鎌一＝早田芳郎『国籍法 [第3版]』(1997年) 19頁、溜池良夫『国際私法講義 [第2版]』(1999年) 107頁、黒木忠正＝細川清『外事法・国籍法』(1988年) 251頁以下など。これらの見解は、重国籍者が複数の国から兵役義務の履行を求められること、いずれの国が外交的保護を行使すべきであるのかという問題が生じること、適正な入国管理が阻害されることなどを理由とする。これに対して、重国籍を容認すべきであるとする見解は、これらの問題が条約や国際法の一般原則などによりすでに解決されているか、または将来解決しうること、重国籍が個人の人格にとって重要であること、諸外国の国籍法の動向などを理由とする。

わち、日本政府は、日本の国籍法の仕組みを分かりやすく外国のマスコミなどに説明しなかったことにより、混乱を招いた責任はあるが、フジモリ氏の国籍取得に便宜を図ったという一般の受け止め方は、ほとんどが誤解によるものである。

1 国籍取得

日本の国籍法は、生来国籍の取得について血統主義を採用しており、子は出生地ではなく、親の国籍を規準として国籍を取得する⁴⁶。1938年にフジモリ氏が生まれた時は、まだ明治32年の旧国籍法が施行されており、それは父系優先血統主義を採用していた⁴⁷。昭和25年に制定された現行の国籍法も、当初は父系優先血統主義を採用していたが、国連の女子差別撤廃条約を批准するために、昭和59年に改正がなされ、父母両系血統主義が採用された⁴⁸。この改正法は、昭和60年1月1日から施行された⁴⁹。いずれにせよ、フジモリ氏は、父母がともに日本人であるから、出生により当然に日本国籍を取得した。そして、フジモリ氏の出生地であるペルーは、自国の領域内において生まれた子に対し、生来国籍を付与する出生地主義を採用しているため、フジモリ氏は、ペルー国籍も取得して⁵⁰、二重国籍となったのである。

⁴⁶ 血統主義および出生地主義の定義については、Research in International Law of the Harvard Law School, *Draft Conventions and Comments on Nationality, Responsibilities of States for Injuries to Aliens, and Territorial Waters*, 23 AM. J. INT'L L. 27-29 (Supp. 1929).

⁴⁷ 国籍法（明治32年法律第66号）1条（以下では、「旧国籍法」という）。

⁴⁸ 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和59年法律第45号）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和60年条約第7号）9条2項参照。

⁴⁹ 慣例により、「昭和59年改正」という。なお以下では、昭和25年制定当時の国籍法を「改正前国籍法」として、また昭和59年改正後の国籍法を「改正後国籍法」として引用する。

⁵⁰ フジモリ氏の出生時に施行されていたペルーの1933年憲法4条前段参照。HERMANN MEYER-LINDENBERG *et al.*, DAS STAATSANGEHÖRIGKEITSRECHT VON BOLIVIEN UND PERU 136 (1963).

2 国籍留保

このようにフジモリ氏は、日本の血統主義およびペルーの出生地主義により、二重国籍となったが、日本国籍を現在も維持しているか否かについては、さらに確認しなければならないことがある。なぜなら、日本の国籍法は、重国籍を事後的に解消するために、幾つかの制度を設けているからである⁵¹。

まず問題となるのは、国籍留保制度である。この制度は、長い歴史を持っており、大正13年の旧国籍法の改正によって新設された。すなわち、勅令によって指定された出生地主義国において生まれたことにより、重国籍となった子は、出生後14日以内に、出生届とともに日本国籍を留保する旨を届け出なければ、出生の時にさかのぼって日本国籍を失うとされた⁵²。そして、勅令によって指定された国としては、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、メキシコ、米国と並んで、ペルーも挙がっていた⁵³。

このような国籍留保制度が設けられた背景としては、(1) 明治32年制定当時の旧国籍法が日本国籍の離脱を厳しく制限していたこと、(2) その後、国籍離脱の要件は緩和されたが、当時の交通手段のもとでは、日本の在外公館から遠く離れた地に居住していた日本人移民にとって、重国籍となった子の国籍離脱届が事実上困難であったこと、(3) 日本人移民排斥運動などにより、重国籍の維持が不利益を及ぼすおそれがあったことなどの事情があり、そのため上記の特定の国において生まれた子については、国籍離脱届なしに日本国籍を喪失させることが本人の利益に

⁵¹ 両性の平等を規定した憲法24条にもかかわらず、改正前国籍法2条が父系優先血統主義を採用していた理由としては、重国籍の防止が挙げられる。すなわち、異国籍の夫婦から生まれた子どもは、各国が父系血統主義を採用することにより、最初から夫=父の国籍のみを取得することになる。これは、重国籍の事前防止と言えるが、改正後は、父母両系血統主義を採用しながらも、引き続き事後的に重国籍を解消しようとしている。奥田『家族と国籍』前掲注(44)19頁・21頁参照。

⁵² 旧国籍法20条ノ2第1項、旧国籍法施行規則2条、旧戸籍法69条1項参照。

⁵³ 国籍法第20条ノ2第1項ノ規定ニ依リ外国ヲ指定スルノ件(大正13年勅令第262号、改正昭和2年勅令第79号)参照。

なると考えられた⁵⁴。

フジモリ氏については、父がリマの日本大使館に出生届をしており、この届出は、大使館から熊本の本籍地に送付されているから⁵⁵、国籍留保の要件は満たしていると考えられる。なぜなら、戸籍の先例によれば、仮に国籍留保届が同時になされていなかったとしても、出生届により、国籍留保の意思はあったと解されるからである⁵⁶。

フジモリ氏の出生届がリマの日本大使館で受理されたことは、フジモリ氏がペルーで生まれたという事実も裏づけていると思われる。ペルー憲法は、ペルー生まれのペルー国民であることを大統領の資格要件としているので、これは重要な事実である⁵⁷。ペルー側の調査報告書は、ペルーにおけるフジモリ氏の出生証明書に疑念があり、フジモリ氏は日本または船上で生まれたと考えられるので、そもそも大統領の資格を欠いていたと述べている⁵⁸。しかし、日本大使館への出生届および戸籍の記載は、この報告書に反して、フジモリ氏がペルーにおいて生まれたという家族の証言およびペルーの出生証明書を裏づける結果となっている⁵⁹。

3 国籍離脱と外国国籍の選択

昭和25年に制定された現行の国籍法は、国籍離脱の自由を定めた憲法22条2項を受けて、重国籍者が法務大臣に国籍離脱届をすることにより、

⁵⁴ 江川＝山田＝早田・前掲注(45)141頁以下・144頁、奥田『家族と国籍』前掲注(44)98頁以下参照。

⁵⁵ 前掲注(9)の文献参照。

⁵⁶ すなわち、届出期間内に国籍留保のない出生届があった場合は、国籍留保の追完届をさせる取扱いであり(昭35・6・20民事甲1495号回答)、また届出人の死亡などにより追完届ができない場合にも、出生届をもって国籍留保の意思があったものとして処理される(昭32・6・3民事甲1052号回答)。

⁵⁷ 1993年憲法110条参照。

⁵⁸ Calvin Sims, *Documents in Peru Cast Doubt on Fujimori's Right to Rule*, N.Y. TIMES, July 25, 1997, at A3.

⁵⁹ すなわち、出生地が出生届の記載事項とされていること、航海中の出生の場合は、航海日誌の謄本を送付すること、これらの事項は戸籍にも記載されることなどから、フジモリ氏の出生地を公証していると言える。大正3年の旧戸籍法18条6号、21条3号、69条2項4号、75条参照。

日本国籍を失う旨を規定している（改正前10条、改正後13条）⁶⁰。また自動的な国籍喪失の原因としては、「自己の志望」による外国国籍の取得が規定されたが（改正前8条、改正後11条1項）、昭和59年の改正により、国籍選択制度が新設されたことに伴い、重国籍者が外国の法律により当該外国の国籍を選択した場合も、日本国籍を失う旨の規定が設けられた（11条2項）。しかし、日本の法務省は、フジモリ氏が国籍離脱届をした事実はなく、ペルー法によりペルー国籍の選択手続をした事実もないと表明した⁶¹。

国籍法13条は、日本国籍しか有しない者には、国籍離脱届を認めていない。このような者に国籍の離脱を認めたら、無国籍になってしまうからである⁶²。これに対して、重国籍者は、自由に日本国籍を離脱できるようになった。しかも旧国籍法の時代とは異なり、交通手段の発達によって、外国に居住する重国籍者が国籍離脱届を事実上できないという事態も解消された。したがって、前述2の国籍留保制度は、本来廃止されるべきであったが、現行の国籍法では、逆に拡張された。すなわち、勅令によって指定された国だけでなく、一般的に出生地主義の国において生まれたことにより重国籍になった場合は、出生後14日以内に、日本国籍を留保する旨を届け出なければ、出生の時にさかのぼって日本国籍を失うとされた⁶³。

⁶⁰ これに対して、旧国籍法では、国籍離脱の自由が厳しく制限されていたが、大正13年の国籍留保制度の新設に伴い、国籍留保をした者が依然として外国に住所を有する場合は、届出による国籍離脱が認められていた（旧国籍法20条ノ2第2項）。またフジモリ氏の出生当時に施行されていたペルーの1933年憲法では、外国人と婚姻したペルー人女の国籍離脱が認められていただけであったが（6条後段）、その後、1979年憲法のもとでは、国籍離脱をした者の国籍再取得が規定されていたことから、国籍離脱の自由があると解されていた。さらに1993年憲法53条2項および1996年国籍法7条では、明文の規定で国籍離脱の届出が認められている。MEYER-LINDENBERG, *supra* note 50, at 137; ALEXANDER BERGMANN & MURAD FERID, INTERNATIONALES EHE- UND KINDSCHAFTSRECHT, Peru 7, 9 (Loose-leaf); NACIONALIDAD—COMPENDIO LEGISLATIVO 9, 14 (1997).

⁶¹ 2000年12月12日付け読売新聞第1面参照。

⁶² これは、国籍離脱の自由を定めた憲法22条2項に違反しない。江川＝山田＝早田・前掲注(45)138頁、黒木＝細川・前掲注(45)370頁。

⁶³ 改正前国籍法9条、戸籍法104条参照。

さらに昭和59年の国籍法改正により、父母両系血統主義が採用されたことに伴い、重国籍の増加が見込まれるとして、国籍留保制度はさらに拡大された。すなわち、出生地主義の国において生まれた場合だけでなく、異国籍の夫婦から生まれた場合など、理由は問わず、ともかく外国で生まれて、出生とともに重国籍となった場合はすべて、出生後3か月以内に国籍留保届をしなければ、日本国籍を失うとされた⁶⁴。

このような国籍留保制度は、とりわけ届出期間が出生後14日から3か月に延長されたとはいえ、依然として極めて短い点に問題がある。これでは、子ども本人が国籍を留保する意思があったか否かを問わず、もっぱら親の意思や法的知識の有無によって、子どもの国籍が左右されることになってしまう。国籍離脱の自由がある以上、国籍留保制度は廃止するか、または子どもが成年に達した後、一定年数まで届出期間を延長すべきであろう⁶⁵。

一方、「自己の志望」により外国国籍を取得した場合は、暗黙のうちに日本国籍を離脱する意思を表明したことになる、と解する見解もあるが⁶⁶、現実に国籍離脱の意思がなくても、外国国籍の取得により自動的に日本国籍を失うのであるから、これは明らかに国籍の離脱とは異なる⁶⁷。外国国籍の取得による日本国籍の喪失も、重国籍の防止を目的としているが、国籍離脱の意思を確認することなく、自動的に国籍を喪失させる点に立法政策として疑問がある。

また、外国の法律により当該外国の国籍を選択した場合も、暗黙のうちに日本国籍を離脱する意思を表明したと解する見解があるが⁶⁸、これ

⁶⁴ 改正後国籍法12条、戸籍法104条参照。

⁶⁵ 奥田『家族と国籍』前掲注(44)101頁以下・109頁以下参照。

⁶⁶ 黒木＝細川・前掲注(45)363頁。

⁶⁷ 江川＝山田＝早田・前掲注(45)131頁。現に、外国人男と婚姻した日本人女が、届出により夫の国籍を取得したため、日本国籍を失ったケースにおいて、日本国籍の喪失を知っていれば、このような届出をしなかったと主張したが、日本の法務省は、この主張を退け、再び日本国籍を取得するためには、帰化申請をするしかないと回答した。昭44・4・22民事甲877号回答。奥田『家族と国籍』前掲注(44)90頁も参照。

⁶⁸ 黒木＝細川・前掲注(45)376頁は、この規定により国籍の積極的抵触の解消および「国籍離脱の自由の実現」を図ったと述べている。

も、国籍離脱の意思を確認しない点で疑問がある。しかも、「国籍選択」の意味は国により様々である。たとえば、ペルー法によれば、外国で生まれた外国人父母の子どもは、5歳の時からペルーに住んでいれば、成年に達してから、ペルー国籍を選択することができる。また、ペルー人と婚姻した外国人配偶者は、2年間の婚姻期間およびペルーでの居住歴があれば、ペルー国籍を選択することができる⁶⁹。しかし、ここでいう「国籍選択」は、重国籍者がそのうちのひとつの国籍を選ぶという意味ではなく、新たなペルー国籍の取得を意味している。したがって、その趣旨は、日本の国籍選択制度とまったく異なるのであるから、日本の国籍法11条2項の適用を受けず⁷⁰、むしろ「自己の志望」による外国国籍の取得として、同条1項の適用を受けると解するべきであろう。いずれにせよ、フジモリ氏は、すでにペルーにおける出生により、ペルー国籍を取得しているから、ペルー法上の「国籍選択」の余地はない。

4 国籍選択

昭和25年に現行の国籍法が制定された当時は、父系血統主義を採用する国が多かったので、重国籍はそれほど頻繁に生じなかった。しかし、1970年代以降、父母両系血統主義を採用する国が増え⁷¹、異国籍の夫婦から生まれた子が重国籍になるケースが多くなった。日本も、女子差別撤廃条約を批准するため、昭和59年に国籍法を改正し、父母両系血統主義を採用した。その結果、日本人と外国人の夫婦から生まれた子は、ほとんどの場合に重国籍となるようになった。

そこで昭和59年の改正に際して、国籍選択制度が新設された。それに

⁶⁹ ペルーの1979年憲法90条・93条、1996年国籍法4条参照。BERGMANN & FERID, *supra* note 60, at 6, 8, 9; NACIONALIDAD, *supra* note 60, at 12, 13.

⁷⁰ 黒木＝細川・前掲注(45)376頁は、「我が国と同様の国籍選択制度を採用する国の国籍」を当該国の法令により選択した場合に、国籍法11条2項が適用されるとする。

⁷¹ 父母両系血統主義は、まずヨーロッパ諸国において広まったが、その後、日本と密接な関係を有するアジア諸国にも及んでいる。たとえば、フィリピン(1973年)、中華人民共和国(1980年)、タイ(1992年)、韓国(1998年)などである。

よれば、出生から20歳までに重国籍になった者は22歳になるまでに、20歳から後に重国籍になった者は、その時から2年以内に、国籍を選択する義務を負う（14条1項）。国籍選択の方法は、日本国籍を離脱するか、または日本国籍を選択する旨の宣言（選択の宣言）をすることである（同条2項）。選択の宣言は、戸籍法104条の2により、戸籍に届け出ることによってなされる（以下では、「国籍選択届」という）。14条1項の期間内に国籍選択届をしなかった者については、法務大臣が国籍選択の催告をすることができる（15条1項・2項）⁷²。この催告を受けたにもかかわらず、1か月以内に国籍選択届をしなかった者は、自動的に日本国籍を失う（同条3項）。

ただし、フジモリ氏のように、改正前から重国籍であった者については、国籍選択届をしたものとみなす旨の規定が置かれた（改正法附則3条後段）。したがって、フジモリ氏は国籍選択届をしていないが、日本の国籍法上は、すでに日本国籍を選択したことになっている。このような日本国籍の選択は、ペルーの国籍法上、ペルー国籍に影響を及ぼさない⁷³、フジモリ氏は、引き続き日本とペルーの二重国籍者のままである。

5 外国国籍離脱義務

国籍選択届により日本国籍を選択した者は、「外国の国籍の離脱に努めなければならない」（16条1項）。この規定は、文言からも分かるように、単なる努力義務を定めているにすぎない。なぜなら、外国国籍の離脱は、当該外国の法律上または事実上困難ないし不可能なことがあるし、

⁷² ただし、あるジャーナリストの取材に対し、法務省は、改正法施行後、このような催告を行なったことはないと回答している。柳原・前掲注（40）218頁。

⁷³ たしかに、BERGMANN & FERID, *supra* note 60, at 7によれば、1979年憲法の解釈として、自己の意思による外国国籍の取得や外国国籍の選択などは、ペルー国籍離脱の意思表示とみなされていたようであるが、日本の改正法附則3条のような法律上の擬制による国籍選択をペルー国籍離脱の意思表示とみなす余地はないであろう。ちなみにペルーの1996年国籍法9条では、ペルー国籍の離脱届がない限り、外国国籍の取得はペルー国籍を喪失させないとされている。

そもそも日本政府は、外国の国内管轄事項である当該外国国籍の離脱を強制することはできないからである⁷⁴。現に法務省のウェブサイトでも、この努力義務に従わなかった場合は、日本国籍を失うおそれがある、と記載されているにすぎない⁷⁵。

さらに一定の行為があった場合には、黙示的に外国国籍を選択したものとみなされることがある。すなわち、日本国籍を選択した者が外国国籍を失っておらず、その国の国民のみが資格を有する公務員の職に就任した場合は、法務大臣は、聴聞手続を経て、日本国籍の喪失を宣告することができる。すなわち、法務大臣は、重国籍者がもう一方の本国の公務員となり、それが日本国籍選択の趣旨に著しく反する場合は、日本国籍を剥奪する裁量権を有する（16条2項・3項）。

前述のように、フジモリ氏は、改正法附則3条により、日本国籍の選択届をしたものとみなされており、ペルー国籍の離脱に努める義務を負っている。しかし、日本への「亡命」以来、彼はペルー国籍を離脱する意思がないことを何度も公言してきた⁷⁶。たしかに外国国籍の離脱は努力義務にすぎないが、フジモリ氏の言動は、明らかにこの義務に違反している。またフジモリ氏のペルー大統領就任は、まさに日本国籍選択の趣旨に著しく反していると思われる⁷⁷。この点についても、国籍の喪

⁷⁴ 江川＝山田＝早田・前掲注（45）155頁参照。

⁷⁵ <<http://www.moj.go.jp/ENGLISH/CIAB/ciab-04.html>>。

⁷⁶ たとえば、*Fujimori Has No Plan to Abandon Peruvian Citizenship*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, Dec. 12, 2000, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File.

⁷⁷ 国籍法16条2項の解釈として、国籍喪失宣告の手続は、当該重国籍者が現に外国の公務員職に就いている間に開始しなければならない、と考えられるかもしれない。この解釈によれば、フジモリ氏は、もはやペルーの大統領ではないから、国籍法16条2項の適用を受けないことになる。しかし、この規定は、16条1項のあとに置かれていること、および「法務大臣は、…その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるとき」という文言によれば、現在の地位のみを問題にしているとは思えない。むしろ規定の趣旨によれば、外国の公務員職への就任は、当該外国の国籍の離脱に努める意思がないこと、および誠実に日本国籍を選択したわけではないことを示している点が重要であると思われる。なお、江川＝山田＝早田・前掲注（45）158頁、黒木＝細川・前掲注（45）416頁は、選択宣言をする前に、すでに外国の公務員職に就任していた場合にも、この規定が適用されるとする。

失宣告に関する聴聞手続を開始するか否かは、法務大臣の裁量にかかっているが、そうであれば、日本政府がフジモリ氏に有利なように政治的判断を下したという側面は、否定できないであろう。

ところが、もともと法務省の公式見解によれば、フジモリ氏のようなケースについては、国籍法16条は適用されないと解されている。すなわち、改正法附則3条により日本国籍の選択届をしたものとみなされた者は、自己の自発的意思によって選択宣言をしたわけではないから、国籍法16条1項および2項以下は、いずれも適用されないというのである⁷⁸。

また学説においても、このような法務省の見解を支持し、とりわけ国籍法16条2項以下は、日本国籍の剥奪を定めているのであるから、フジモリ氏のようなケースについて、これを適用するためには、その旨の明文の規定が必要であるとするものがある。これによれば、改正法附則3条は、その前段において、改正法の施行前から重国籍であった者については、改正法の施行の時に重国籍になったとみなすことにより、国籍選択届を受理できるようにした点に意味があり、その後段において、たとえ国籍選択届をしなくても、これをしたものとみなすことにより、国籍選択の催告に関する国籍法15条の適用を除外したというのである⁷⁹。

以上の見解によれば、フジモリ氏について、日本政府が国籍の喪失宣告に関する聴聞の手続を開始しないのは、当然であることになる。なぜなら、国籍法16条は、そもそもフジモリ氏には適用されないからである。しかし、このような解釈には疑問がある。まず現実問題として、改正法の施行前に重国籍になった者は、自ら進んで国籍選択届をしようとはしないであろう⁸⁰。仮にそのような者が国籍選択届を受理されなかったとしても、本人にとっては何の不利益もない。むしろ国籍選択届が受理された場合は、国籍法16条の適用があるから、改正法附則3条後段によっ

⁷⁸ 第101回衆議院法務委員会議録9号（昭和59年4月13日）5頁に掲載された法務省民事局長の答弁参照。黒木＝細川・前掲注（45）421頁も参照。ただし、法務省民事局法務研究会編『改訂国籍実務解説』（1994年）94頁は、国籍法16条1項の適用を肯定しており、同条2項の適用のみを否定する。

⁷⁹ 山田録一「国籍の選択に関する経過措置－国籍法附則第3条について」戸籍時報542号（2002年）2頁以下、とくに6頁参照。

⁸⁰ 山田・前掲注（79）6頁も、このような例は「稀有」であろうとしている。

て国籍選択届をしたものとみなされる者との間に不公平が生じることになる。なぜなら、上記の見解によれば、後者については、外国国籍の離脱義務および日本国籍の喪失宣告に関する国籍法16条は適用されないからである。

さらにいえば、選択届をしたものと「みなす」とは、実際に国籍法14条2項および戸籍法104条の2により選択届をした者について生じる効果と同一の法律効果を生じさせることを意味する。これが日本法の通常の解釈である⁸¹。たとえ法務省の公式見解とはいえ、またフジモリ事件が発生する前からの見解であるとはいえ、これによって他の国を納得させることは困難であろう⁸²。

6 アリトミ氏のケースとの比較

以上の評価は、1991年に駐日ペルー大使に就任したアリトミ氏（フジモリ氏の義弟）のケースと比較することによっても補強される。すなわち、アリトミ氏は、フジモリ氏と同様に、昭和59年の国籍法改正前から日本とペルーの二重国籍者であり、改正法附則3条により国籍選択届をしたものとみなされていた。しかし、日本の法務省および外務省は、大使への就任が日本国籍選択の趣旨に反するとして、日本国籍の離脱届を出させたのである⁸³。国籍法16条2項による国籍喪失宣告がなされたわけではないが、事実上同じ結果になったのであるから、この点でも、日本政府の対応は誤解を招くものであった。

ところで、フジモリ氏の失脚後、アリトミ氏は、大使の職を解任され

⁸¹ 法令用語研究会編『有斐閣・法律用語辞典 [第2版]』（2000年）1319頁、林大＝山田卓生『法律類語難語辞典』（1984年）118頁参照。

⁸² 筆者のひとりである奥田は、かつて行政書士全国研修会の講演のなかで、フジモリ氏の問題を取り上げ、国籍法16条の適用があると述べたことがある。奥田安弘「渉外戸籍、国籍、帰化について」月刊日本行政341号（2001年）10頁。これは、主催者側からの要望に応じて、その場で国籍法の条文のみを読んだ結果を話したものであるが、その後、講演内容を掲載する際に、法務省の公式見解を補足しなかった点は、不手際であった。しかし、本文で述べたように、結論は、現在も変わっていない。

⁸³ たとえば、*Corruption Suspect Is Naturalized*, WASH. TIMES, July 19, 2001, at A15.

たか、または自ら辞職したようであるが、彼もまた日本に残った。そして、2001年7月、ペルー政府は、アリトミ氏に対しても、横領および麻薬取引の罪で国際逮捕令状を発給した。この時点で、アリトミ氏はペルー国籍しかないのであるから、日本政府が逃亡犯罪人引渡法によりアリトミ氏をペルー側に引き渡す際の障害はなかった。ところが、同年7月19日、日本政府は、アリトミ氏の帰化を許可し、ペルー政府への引渡を拒めるようにしたのである⁸⁴。

日本政府は、フジモリ氏の場合には、日本国籍の剥奪について、政治的決断を行なったが、アリトミ氏の場合には、日本国籍の付与について、彼の有利になるように裁量権を行使したといえる。なぜなら、国際逮捕令状が発給されていることを知りながら、「素行が善良であること」という帰化条件（国籍法5条1項3号）を満たしていると判断し、しかも帰化の審査は、一般に1年から1年半かかるといわれているが⁸⁵、アリトミ氏の場合には、わずか半年でこれを済ませたからである。

そのため、ペルーでは、これに抗議したデモが行なわれ、またペルー政府から公式の抗議が申し入れられたが⁸⁶、日本政府は、アリトミ氏のケースについて、政治的な配慮をしたことはなく、元日本人の場合には、帰化が容易であると答えるにとどまった⁸⁷。しかし、これが簡易帰化を意味するとしたら、疑問である。たしかに、アリトミ氏は、国籍法8条3号の簡易帰化のカテゴリーに入りうるが、この規定は、住所条件を緩和し、能力条件および生計条件を免除しているにすぎないからである⁸⁸。

⁸⁴ たとえば、Calvin Sims, *Fugitive Fujimori Relative Is Shielded by Japan*, N.Y. TIMES, July 19, 2001, at A6.

⁸⁵ 奥田『家族と国籍』前掲注(44)68頁参照。

⁸⁶ たとえば、Calvin Sims, *Peru: Unhappy with Japan*, N.Y. TIMES, July 20, 2001, at A6; *Peruvian Group Calls for Boycott of Japanese Products*, AGENCE FR. PRESSE, July 24, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

⁸⁷ *Tokyo Grants Citizenship to Ex-Peruvian Envoy*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, July 18, 2001, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File.

⁸⁸ すなわち、日本に住所（在留資格を有する合法的滞在）があれば、その期間を問わない点で条件を緩和しており（通常は5年以上の滞在）、20歳以上で本国法によって能力を有すること、および生計を営むことができることという条件は免除されている。しかし、これらは、法務大臣が帰化を許可するための

すなわち、一般に帰化申請の際に要求される書類の一部を省略できるにすぎないのであるから⁸⁹、通常の場合よりも半分以下の期間で審査が終わったことは、政治的配慮がなされたことを疑わせるに十分であろう。上記のように、素行条件に疑問があるだけに、迅速な帰化の許可は、ペルー政府への引渡を拒むためではなかったかと疑われる。

7 フジモリ氏の国籍認定

以上のように、日本の国籍法を公正に適用すれば、フジモリ氏は、2000年の時点において、まさしく日本国籍を有していたし、ペルー国籍も失っていないから、二重国籍者であった。しかし、同時に日本政府は、フジモリ氏の国籍喪失を宣告することができたにもかかわらず、それをしなかったという点において、フジモリ氏に有利なように裁量権を行使したのであり、おそらく今後も、その方針を変えないであろう。

これには、国際法および国内法上、まったく違法性を見出すことができないのであるから、あたかも日本政府がフジモリ氏をかくまうために超法規的な措置をとったかのようにいう外国のメディアの報道は、不正確であったと言わざるをえない。しかし、他方において、日本政府が単に現行法を忠実に適用しただけであり、フジモリ氏を特に優遇したことはないと主張するのも、少し的外れであると思われる。結局のところ、フジモリ氏の国籍問題について、日本政府は、まったく非の打ちどころがないとは言わないが、違法な行為をしたと非難される謂れはないであろう。

IV 国際刑事法上の諸問題

1 日本国民の引渡

日本政府がフジモリ氏の日本国籍を確認したことは、彼の在留資格にとって重要であっただけではない。英国におけるピノチェット氏と異なる

最低条件であり、法務大臣は、その他一切の事情を考慮して、許可・不許可を判断することができる。奥田『家族と国籍』前掲注(44)78頁以下参照。

⁸⁹ 帰化申請に必要な書類については、法務省民事局第五課国籍実務研究会編『国籍・帰化の実務相談』(1993年)484頁以下参照。

り、フジモリ氏は、日本国民として、ペルーのみならず、いかなる国にも犯罪人として引き渡されない地位を得た。なぜなら、日本の逃亡犯罪人引渡法は、条約に別段の定めがない限り、日本国民は引き渡されないと規定しているからである（2条9号）。そして、日本とペルーの間には、犯罪人の引渡に関する条約が存在しない。さらに同法は、政治犯の引渡も禁止している（2条1号）。もちろん「政治犯罪」とは何であるかという点は、争いの余地があるが⁹⁰、いずれにせよ日本の法令上、フジモリ氏をペルーに引き渡す根拠はまったくないように思われる。

しかし、この自国民不引渡の抗弁は、かえって日本が「犯罪人をかくまった」という非難を招いた⁹¹。さらに日本政府は、上記のようなルールが他の大部分の国においても採用されていると主張するが、外国において告訴された自国民を絶対に引き渡さないという対応は、国際刑事法の最近の傾向に反している⁹²。まず大部分の英米法諸国は、自国民であるからといって、絶対に引き渡さないというルールを採用してこなかった⁹³。また、セルビア政府から自国民であるミロシェビッチ元大統領を

⁹⁰ Yasutomi Kiyoshi, *Political Offenses and Hijacking with the Japanese Law for the Extradition of Fugitives from Justice*, 34 JAPAN. ANN. INT'L L. 69, 73-78 (1991).

⁹¹ *Peru Attacks Japan for Aritomi Naturalization*, JJI PRESS, July 19, 2001, LEXIS, News Library, Jiji Press News Ticker File.

⁹² 一般的には、Helen Duffy, *National Constitutional Compatibility and the International Criminal Court*, 11 DUKE J. COMP. & INT'L L. 5 (2001); Michael Plachta, *(Non-)Extradition of Nationals: A Neverending Story ?*, 13 EMORY INT'L L. REV. 77 (1999); Joshua H. Warmund, *Note, Removing Drug Lords and Street Pushers: The Extradition of Nationals in Columbia and the Dominican Republic*, 22 FORDHAM INT'L L. J. 2373 (1999).

⁹³ 米国については、*Extradition of United States Citizens*, 18 U.S.C. § 3196 (2001). 英国については、*Extradition Act, 1989, ch. 33, § 1*. さらに、I.A. SHEARER, *EXTRADITION IN INTERNATIONAL LAW* 121-122 (1971). 森下忠『犯罪人引渡法の理論』(1993年) 162 頁も参照。ちなみに、米国民でないとはいえ、フジモリ氏とモンテシノス氏の部下のひとは、モンテシノス氏の国外逃亡を助けるためになされたフジモリ氏の贈賄に関わったとして、犯罪人引渡に関する二国間条約により、2001年10月、米国からペルーに引き渡された。Terry Spenser, *Extradition of Spy Chief Aide Ordered*, AP WIRE, Oct. 3, 2001, 2001 WL 28748033.

引き渡させたように、ユーゴ・ルワンダ刑事裁判所および国際刑事裁判所（ICC）は、自国民不引渡の原則に挑戦し続けている⁹⁴。

一方、大部分の大陸法諸国は、たしかに一見したところ、自国民不引渡の原則を採用しており、それを憲法に規定している国さえあるが⁹⁵、最近の国際条約は異なった方向を示している。たとえば、大部分が大陸法諸国からなる欧州連合は、1996年に犯罪人の引渡に関する欧州条約を採択したが、そこでは「引渡を要求された者が自国民であることを理由として、引渡を拒否することはできない」と規定されている⁹⁶。また日本政府は、フジモリ氏が亡命した当時、米国との間で犯罪人引渡条約を締結しているだけであると表明していたが⁹⁷、それによれば、「被請求国は、自国民を引き渡す義務を負わない。ただし、被請求国は、その裁量により自国民を引き渡すことができる」とされている⁹⁸。

要するに、多数の大陸法諸国は、まだ表面的には自国民の引渡を拒んでいるが、この原則は、国際条約および裁量によって完全に撤廃される

⁹⁴ たとえば、Marlise Simons, *Milosovic is Given to U.N. for Trial in War-Crime Case*, N.Y. TIMES, June 29, 2001, at A1.

⁹⁵ たとえば、イタリア憲法26条参照。

⁹⁶ Convention Relating to Extradition Between the Member States of the European Union, Sept. 27, 1996, art. 7(1), 1996 O.J. (C 313) 2. この規定は、5年間に限り、留保が認められている。Renuka E. Rao, *Protecting Fugitives' Rights while Ensuring the Protection and Punishment of Criminals: An Examination of the New EU Extradition Treaty*, 21 B.C. INT'L & COMP. L. REV. 229 (1998); G. Vermeulen & T. Vander Beken, *New Conventions on Extradition in the European Union: Analysis and Evaluation*, 15 DICK. J. INT'L L. 265 (1997).

⁹⁷ <<http://www.mofa.go.jp/announce/press/2001/9/907.html>>.

⁹⁸ 日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約（昭和55年条約第3号）5条＝Treaty on Extradition Between United States of America and Japan, May 26, 1980, U.S.-Japan, art. 5, 31 U.S.T. 892. その後、犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約（平成14年条約第4号）が締結された。この条約6条1項は、米国との条約5条と同趣旨の規定であるが、6条2項は、さらに「被請求国は、引渡しを求められている者が自国民であることのみを理由として引渡しを拒んだ場合であって、請求国の求めのあるときは、被請求国の法令の範囲内において、訴追のためその当局に事件を付託する」と定めている。

か、または緩和される傾向にある⁹⁹。それにもかかわらず、日本がこの傾向に背を向けることは、国際貢献への熱意を疑わせるとともに、「犯罪人の安全な隠れ家」という非難さえ招きかねない。

さらにフジモリ氏の不引渡は、日本が国際法上の義務に違反しているのではないか、という疑いさえ生じさせる。日本とペルーは、いずれも国連の拷問禁止条約の締約国であり、それによれば、拷問行為の疑いを領域内において発見した締約国は、その者の引渡または訴追の義務を負っているからである¹⁰⁰。もちろん、この条約をフジモリ氏のケースに適用するためには、まだ多くの事実問題および法律問題を解明しなければならぬが、日本がこの条約を批准している以上、少なくとも政府は、従来のような紋切り型の答弁では済まされないのであろう。なにしろ、これまでの答弁は、犯罪人引渡条約がなく、自国民不引渡の原則があること、そして「問題を日本の法令にもとづいて処理すべきである」ことに終始していたからである¹⁰¹。

最後に、沖縄駐留の米軍兵士が強姦罪で告訴された事件において、日本側への引渡が4日間遅れたことに対する日本の政府およびメディアの激しい抗議をみると¹⁰²、フジモリ氏について自国民不引渡の原則を強く

⁹⁹ 一般的には、Plachta, *supra* note 92.

¹⁰⁰ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（平成11年条約第6号）7条= Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, Dec. 10, 1984, art. 7, 1465 U.N.T.S. 113, 115. 一般的には、CHRIS INGELSE, THE UN COMMITTEE AGAINST TORTURE (2001).

¹⁰¹ たとえば、<<http://www.mofa.go.jp/announce/press/2001/10/1026.html>>; *Japanese Say No Plans to Put Fujimori on Trial*, EFE NEWS SERVICE, Oct. 23, 2001, LEXIS, News Library, Global News Wire File.

¹⁰² 2001年7月5日付け読売新聞第16面、2001年7月4日付け毎日新聞第1面参照。さらに、Clay Chandler, *Rape Case Fuels Ire in Japan: U.S. Rebuked for Failure to Hand Over Suspect*, WASH. POST, July 5, 2001, at A9; Todd Zaun, *Japan Insists U.S. Deliver Rape Suspect*, WALL ST. J., July 6, 2001, at A6. これに対して、米国側では、後述注(104)の法的根拠を挙げながら、日本側の反応が過剰ではないかとコメントするものもある。たとえば、Lisa Takeuchi Cullen, *Okinawa Nights*, TIME (Asia ed.), Aug. 13, 2001, at 34; General James L. Jones, *Okinawa: Marines Have Record of Good Conduct*, L.A. TIMES, July 22, 2001, at 4.

主張することは、矛盾していると思われる。日本がフジモリ氏の引渡を拒否していることを報じたペルーの新聞は、この沖縄の事件を取り上げ、日本政府が「普遍的な正義と衡平によれば、いかなる者も、犯罪が起きた地の裁判所で裁かれるべきである」と主張していることに対し、とくに強い憤りを表明していた¹⁰³。たしかに米軍の兵士は、日米間の犯罪人引渡条約および幾つかの軍事法規の適用を受けるから、日本の法務省がいうように、これらの2つの事件に適用される法令は、明らかに異なっている¹⁰⁴。しかし、かかる誤解を招いた責任、および外国において罪を

¹⁰³ たとえば、*Peru Unhappy with Japan Granting Citizenship to Aritomi*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, July 19, 2001, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File. 同様に、沖縄の事件とフジモリ事件を比較して、日本側の対応の矛盾を批判するものとして、Patrick Smith, *Best of Bloomberg*, CHI. SUN-TIMES, July 15, 2001, at 39.

¹⁰⁴ 日本に駐留する米国の軍人・軍属に対する刑事裁判権については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）17条＝Agreement Under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security Between the United States of America and Japan, Jan. 19, 1960, U.S.-Japan, art. XVII, 11 U.S.T. 1652 に定められている。その第3項(c)後段によれば、刑事裁判権について「第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない」とされている。また第5項(c)によれば、「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする」とされている。したがって、沖縄の事件では、(1)なぜ米国は日本からの引渡要請に「好意的考慮」を払うのが4日間遅れたのか、また(2)なぜ日本は早く公訴を提起しなかったのか、という点が問題となる。マスコミのコメントは、もっぱら第1の点に関するものである。すなわち、米国は、日本法上、取り調べ中の被疑者の権利が十分に保障されておらず、厳しい取り調べが最長25日間続き、弁護士との接見も制限されているので、公訴前の引渡しを躊躇したのではないかと推測されている。Thom Shanker, *U.S. and Japan Discuss Transfer of Rape Suspect*, N.Y. TIMES, July 6, 2001, at A3. 第2の疑問点を取り上げたものは見当たらないが、おそらく日本の警察は、公訴に伴い被疑者の権利が厚く保護されることを嫌い、むしろ公訴前の取調べを十分に行なうことを好むからではないか

犯した日本国民が引き渡されないという状況を作り出した責任は、国内法令を整備しようとしなない法務省、および条約の締結を担当する外務省にあると言わざるをえない。

2 引渡に代わる措置

フジモリ氏の引渡を求めることができない現実直面して、ペルーの司法当局は、フジモリ氏の責任を問うための代替措置を検討し始めた。ペルー側は、日本の国内法および国際法上複数の措置が考えられるという。たしかに、これらの措置が成功する可能性は、きわめて低い、ピノチェット事件のように、幾つかの偶然が重なれば、いずれかの代替措置が効を奏する可能性も否定しえない。

第1の措置は、法律的にみて最も正攻法である。そもそも大陸法諸国が自国民不引渡の原則を採用した理由のひとつは、自国民の一定の国外犯について、自国の裁判所の管轄を認めているからである。ただし、このような国外犯処罰規定は、外国法によってのみ犯罪となる行為には適用されない。日本の刑法にも国外犯処罰規定があるが、フジモリ氏がペルー法により訴追された犯罪のうち、日本法によっても犯罪となるものは、殺人、傷害、文書偽造、逮捕・監禁、未成年者略取・誘拐、窃盗、詐欺、業務上横領、外国公務員贈賄防止条約などの条約上の国外犯である¹⁰⁵。しかし、これらの規定によって訴追されたら、フジモリ氏は、公

と思われる。しかし、このような日本の警察による公訴前の取調べは、従来から内外の厳しい批判にさらされている。国内の批判については、2001年7月26日付け朝日新聞第19面参照。海外からの批判については、Hum. Rts. Comm. Rep., U.N. GAOR, 54th Sess., Supp. No.40, ¶¶ 164-168, U.N. Doc. A/54/40 (1999); *Concluding Observations of the Human Rights Committee: Japan*, U.N. GAOR, Hum. Rts. Comm., 64th Sess., U.N. Doc. C.C.P.R./C/79/Add.102 (1998); BUREAU OF DEMOCRACY, HUMAN RIGHTS, AND LABOR, U.S. DEP'T OF STATE, JAPAN: COUNTRY REPORTS ON HUMAN RIGHTS PRACTICE, at <<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2000/eap>>.

¹⁰⁵ 刑法3条3号・6号・7号・10号・11号・13号～15号により国外犯に適用される同法159条～161条・199条・204条・205条・220条・221条・224条～228条・235条・236条・238条～241条・243条・246条～250条・253条参照。また刑法4条の2により国外犯に適用されるものとして、国際商取引における外国公

訴時効および狭い共犯の概念など、日本のあらゆる手続法および実体法上の抗弁を援用するであろう¹⁰⁶。

より重要であるのは、日本における訴追がほとんど起こりえない、という実際上の障害である¹⁰⁷。周知のように、日本の裁判所は、世界でも高い有罪率を誇っている¹⁰⁸。その背景としては、訴追が原則として検察官の裁量にかかっており、検察官は、どの事件を起訴するのかを慎重に選別している¹⁰⁹。すなわち、一般に被告人が自白した場合のように、有罪となる確率が高い事件だけを起訴している¹¹⁰。フジモリ氏の事件は、この種の事件と異なり、かなり争いの余地があり、現地における証拠収集が必要であって、被告人側の抗弁が認められる可能性も高い¹¹¹。また

務員に対する贈賄の防止に関する条約（平成11年条約第2号）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和54年条約第7号）＝ O.E.C.D. Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials, Nov. 17, 1997, 337 I.L.M. 8; International Covenant on Civil and Political Rights, Dec. 16, 1966, 999 U.N.T.S. 171 などがある。

¹⁰⁶ 公訴時効の期間については、刑事訴訟法250条、共犯については、刑法60条～62条参照。

¹⁰⁷ ただし、前述注（98）のように、2002年の日韓犯罪人引渡条約6条2項によれば、引渡しを拒否された請求国は、被請求国に対し、自ら訴追することを求めることができる。

¹⁰⁸ たとえば、J. MARK RAMSEYER & MINORU NAKAZATO, JAPANESE LAW 178 (1999).

¹⁰⁹ *Id.* at 179-182; JOHN O. HALEY, AUTHORITY WITHOUT POWER: LAW AND THE JAPANESE PARADOX 121-138 (1991).

¹¹⁰ RAMSEYER & NAKAZATO, *supra* note 108, at 179-182. たしかに、最近は、犯罪が巧妙になっていたり、政治的な犯罪（贈賄など）に世間の注目が集まっており、そのためか一見したところ有罪判決の確率が低いと思われる難解な事件についても、起訴がなされることがあるが、一般的な傾向としては、本文に述べたようなことが言えるであろう。

¹¹¹ ピノチェット氏の場合には、以前にチリにおいて経済的利害関係のあった友人たちが、英国の裁判における何百万ドルもの弁護士費用を支払ったとのことである。Jamie Wilson & Burhan Wazir, *Pinochet Challenges Law Lord, Lawyers Allege Bias in Ruling*, GUARDIAN (London), Dec. 5, 1998, at 1. フジモリ氏の場合も、日本への亡命後、多数の著名人の保護を受けているのであるから、仮に日本において裁判が行なわれた場合、財政的援助者を探すことは、それほど困難では

法務省の所管に属する検察庁が、同省の入管局および民事局よりも積極的にフジモリ氏の不利となるような裁量権の行使をすることは、到底思えない。さらにフジモリ氏は、日本語をうまく話すことができず、証拠の文書および証人もおそらくスペイン語となるため、通訳ないし翻訳を必要とすることも、費用および労力の点で、訴追をためらわせるであろう¹¹²。

もうひとつの選択肢も、現実には起こり得ないと思われるが、ペルーがフジモリ氏を誘拐し、日本から連れ出すことである。先例としては、イスラエルがアイヒマンをアルゼンチンから誘拐したケースがある¹¹³。ペルーも、すでにこのような経験を積んでいる。フジモリ氏の側近であったモンテシノス氏は、ベネズエラに逃亡し、そこで保護されていたようであり、ペルーに引き渡されなかった。そこでペルーは、米国との半軍事的な共同作戦によって、正式な通告なしに彼を連れ出した¹¹⁴。さらに1996年のリマの日本大使館襲撃事件において、フジモリ氏が命じた救出作戦も、日本への通告や日本の許可なく行なわれたのであるから、一種の主権侵害行為であったと言える¹¹⁵。しかし、日本がペルーに行なっている大量の公的援助および民間投資を考えたら、フジモリ氏について、ペルーがこのような攻撃的作戦を実施して、対日関係を悪化させるよう

ないであろう。彼の日本への亡命後の暮らしぶりについては、*Fujimori Moves to Condominium, Leaving Novelist's Home*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, Mar. 4, 2001, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File; Calvin Sims, *Fujimori Is Wined and Dined by Tokyo's Powerful*, N.Y. TIMES, June 28, 2001, at A3; Jonathan Watts, *Fujimori Clings to Haven in Japan: Peru's Ex-President Switches Nationality to Escape Extradition for Mass-Murder Charges at Home*, OBSERVER (London), Sept. 16, 2001, at 8; Joji Fukushima, *Donations Aid Peruvian Children*, JAPAN TIMES, July 28, 1991, at 24.

¹¹² フジモリ氏の日本語能力については、2001年3月6日付け毎日新聞第16面参照。

¹¹³ Cr.C. (Jm.) 40/61, Attorney General of Israel v. Eichmann, 1961 45 P.M. 3, 36 I.L.R. 18, at 26; Cr. A. 336/61, Attorney General of Israel v. Eichmann, 16 P.D. 2033, 36 I.L.R. 277.

¹¹⁴ Clifford Krauss, *Former Spy Chief of Peru Is Flown to Lima to Face Charges*, N.Y. TIMES, June 26, 2001, at A3.

¹¹⁵ Panjabi, *supra* note 10, at 63-64, 125-128.

な挙に出るとは思えない。

駐日ペルー大使やその他の関係者は、以上の選択肢に限界があることを認識して、むしろ国際的な調停の実施がフジモリ氏を取り戻す方法のひとつではないかと提案している¹¹⁶。しかし、このような調停実施の法的根拠がどこにあるのかは、明らかでない。ペルー大使は、あるいは国際司法裁判所のような国際法廷における手続を考えているのかもしれない。もしそうであれば、ペルーは、ノッテボーム事件を念頭に置いて、フジモリ氏と日本の間に「真正な牽連関係 (genuine link)」がないから、日本国籍を理由として引渡を拒否することは正当でない、と主張したいのであろう¹¹⁷。すなわち、フジモリ氏は、出生後まもなく父親が日本の領事館に出生届をしたから、日本国籍を取得したにすぎず、たとえ父母が日本人であるとはいえ、彼の日本国籍は「実効的国籍 (effective nationality)」とは言えない。むしろペルーで生まれ育ち、スペイン語を母語とし、ペルー文化を身につけている点を見れば、ペルー国籍のみが実効的であるという議論が可能である¹¹⁸。しかし、真正な牽連関係のない者への国籍の付与および自国民の引渡拒否そのものは、国際法違反であるとは言えないので¹¹⁹、この方法も、有効な解決策ではないであろう。

¹¹⁶ Craig Mauro, *Fujimori Mocks Peru as Charges Pile Up*, GLOBE & MAIL (Toronto), Nov. 22, 2001, at A24; Reynaldo Munoz, *Peru Seeks Return of Ex-Ambassador from Japan*, AGENCE FR. PRESSE, July 19, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

¹¹⁷ Nottebohm Case (Liech. v. Guat.), 1955 I.C.J. 4, 23 (Apr. 6). ドイツ国籍のノッテボーム氏は、1905年からグアテマラに住んでいたが、1939年秋、リヒテンシュタインに短期間滞在した後、同国に帰化して、ドイツ国籍を喪失した。その後、彼の財産がグアテマラ政府によって没収されたので、リヒテンシュタインは、外交的保護を行使しようとした。これに対して、国際司法裁判所は、ノッテボーム氏とリヒテンシュタインの間に「真正な牽連関係 (genuine link)」がなく、「実効的国籍 (effective nationality)」が生じていないこと、そして国籍の実効性は、外交的保護を行使する要件であることを理由として、リヒテンシュタインによる外交的保護の行使を否定した。さらに、IAN BROWNLIE, *PRINCIPLES OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW* 410-424 (5th ed. 1998).

¹¹⁸ Paul D. McCusker, *The Case of Alberto Fujimori, Dual National*, 12 INTERNATIONAL LAW, NORTH CAROLINA BAR ASSOCIATION 5 (2002).

¹¹⁹ 国籍の付与については、Nottebohm, 1955 I.C.J. 4, 23. また BROWNLIE, *supra*

またペルー大使は、ちょうど発足した国際刑事裁判所、ユーゴおよびルワンダの刑事裁判所、さらに最近ではカンボジアおよびシエラ・レオネの刑事裁判所のように、個人に対して管轄権を有する国際法廷を考えているのかもしれない¹²⁰。もしそうであれば、国際法上、ペルーは、ピノチェット事件に関する英国判決のいうように大規模な人権侵害があったことを証明する必要はなく、たったひとつの人権侵害でもあれば、訴訟が可能となる。しかし、ペルー政府は、実際問題として、この種の訴訟を実施するのに必要な国際的支持を得るために、「(フジモリ氏が)主たる犯罪について有罪であることを推定させる事実」を客観的に証明する必要があると考えているようである¹²¹。現に、ユーゴおよびルワンダの刑事裁判所を設置する際には、「文字通り前代未聞の国際的な支持が必要であった」¹²²。したがって、現在ペルーにおいて進行中の訴訟および議会の調査は、まさにこれらの障害を克服するための準備作業であると言えるかもしれない。しかし、今のところ、それは極めて困難な道のりであると思われる。

第3の可能性は、ピノチェット氏およびボスニアのセルビア人勢力の元指導者であったカラジッチ氏のように、フジモリ氏が第三国の裁判所の民事裁判または刑事裁判に服することである¹²³。しかし、これも実際

note 117, at 319-320 は、引渡拒否も国際法違反ではないが、自国において容疑者を訴追しない場合は、明らかに権力の濫用であるとする。

¹²⁰ たとえば、Payam Akhavan, *Beyond Impunity: Can International Criminal Justice Prevent Future Atrocities?*, 95 AM. J. INT'L L. 7 (2001). 古谷修一「将来の戦後補償裁判は大丈夫か? - 国際刑事裁判所への提訴の可能性」奥田安弘=山口二郎編『グローバル化する戦後補償裁判』(2002年) 55頁以下も参照。

¹²¹ Munoz, *supra* note 116, at *2.

¹²² Beth Van Schaack, *In Defense of Civil Redress: The Domestic Enforcement of Human Rights Norms in the Context of the Proposed Hague Judgments Convention*, 42 HARV. INT'L L. J. 141, 160 (2001).

¹²³ フジモリ事件について「普遍的管轄権」を行使する可能性がある国としては、とりわけオーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イスラエル、イタリア、オランダ、スペイン、スイス、英国を挙げることができる。たとえば、Michael P. Scharf & Thomas C. Fischer, *Forward to Symposium, Universal Jurisdiction: Myths, Realities, and Prospects*, 35 NEW ENG. L.

上難しいであろう。フジモリ氏がその国の領域内にいなければ、ほとんどの国は、このような「普遍的管轄権」の行使をためらうからである¹²⁴。仮にフジモリ氏がこの種の裁判にかけられるか、またはペルーに引き渡される危険を顧みずに、日本を出国したら、話は別である。しかし、彼がこのような無謀な旅行をするとは思えないし、また彼に自ら責任を認めさせるような客観的証拠や国際世論の盛り上がりも、まだ見出せないのが現状である。

3 フジモリ事件の教訓

日本の逃亡犯罪人引渡法は、明らかに日本国民の引渡を禁止している。また日本の刑法は、たしかに日本国民の一定の国外犯について訴追できると規定しているが、フジモリ事件については、事実上このような訴追がなされるとは思えない。さらに国際法上、フジモリ氏の責任を問う方法も幾つか考えられるが、いずれも、実現の可能性は低い。客観的に現行法を適用すれば、フジモリ氏は、幸運なことに、日本国民として、ほ

REV. 227 (2001). 米国は、おそらく刑事の管轄権を行使することはないであろうが、外国人不法行為請求権法 (Alien Tort Claims Act) または拷問被害者保護法 (Torture Victims Protection Act) により民事の管轄権を行使する可能性はある。28 U.S.C. § 1350 (2001); *Kadic v. Karadzic*, 70 F.3d 232 (2d Cir. 1995); *Filagarta v. Pena-Irala*, 630 F. 2d 876 (2d Cir. 1980). さらに、ケント・アンダーソン「国際法違反の不法行為に対する米国連邦裁判所の管轄権—『外国人不法行為請求権法』を中心として」国際法外交雑誌101巻1号 (2002年) 39頁以下も参照。

¹²⁴ 英米法においては、これは対人管轄権の基本である。英国については、*Baroda v. Wildenstein*, [1972] 2 Q.B. 283 (Q.B. 1972). 米国については、*Kadic*, 70 F.3d at 248. 大陸法諸国においても、刑事裁判については、この原則が守られている。たとえば、フランス刑事訴訟法689の1条~689の7条参照。ただし、ベルギーの国際人権侵害処罰法では、このような制限がなかった。*Stefaan Smis & Kim Van der Borght, Belgium: Introduction Note on the Act Concerning the Punishment of Grave Breaches of International Humanitarian Law*, art. 7, 38 I.L.M. 918-920 (1999). もっとも、国際司法裁判所の最近の判決によれば、コンゴの領域内にいる被告人に対してベルギーの国際人権侵害処罰法を適用することは、国際法違反であるとされた。*In re Arrest Warrant of 11 April 2000 (Congo v. Belg.)*, 2002 I.C.J. (Feb. 14), at <http://www.icj-cij.org/icjwww/idocket/iCOBE/icobejudgment/icobe_ijudgment_20020214.PDF>.

とんど確実に刑事責任を免れている。したがって、日本政府がフジモリ氏に有利となるように政治的な裁量権を行使した、という海外のメディアの報道は、明らかに間違っている。

しかし、日本政府は、その時代遅れの法令を放置し、裁量権の行使に一貫性がなく、立法のあり方について相矛盾した発言をした結果、フジモリ氏の取扱いについて誤解を招いた責任が多少あるといえる。たとえば、日本の法務省および外務省は、裁量により自国民の引渡ができるように、日本の逃亡犯罪人引渡法の改正ないし条約の締結を行なおうとはしなかった。ちょうど国籍法について、一方では大多数の者に単一国籍を強制しながら、他方ではフジモリ氏の二重国籍を寛大に認める、という相矛盾した政策を採用したように、誤解を招いた責任は、ひとえに日本政府にある。

フジモリ事件によって、我々は、偏狭な国籍概念および時代遅れの自国民不引渡の原則が、ピノチェット事件において見られた国際法の発展をいかに阻害するのかわかった。すなわち、国家があくまでも自国民をかくまいたいと考えるならば、犯罪者が自ら出国するという暴挙に出ない限り、国際刑事法および国際人権法の規範は、簡単に破られることになるであろう。

V 政治的考察

ペルーへの引渡、日本における裁判、その他すべての解決手段は、一見したところ不可能に思われるが、本当に不可能か否かは分からない。マイケル・バイヤーズ教授がピノチェット事件に関して明確かつ洞察力鋭く看破したように、国内の政治経済の状況、非政府機関の活動、マスコミ報道、外交関係など、様々な要素がうまく噛み合っ、国際法および国際政治上重要な出来事を起こすことがある¹²⁵。これらの要素をすべて考察して、日本の国際人権法の現状を総括し、将来を展望することは、本稿の目的でない。しかし、若干の概観を行なうことにより、なぜフジ

¹²⁵ Michael Byers, *The Law and Politics of the Pinochet Case*, 10 DUKE J. COMP. & INT'L L. 415 (2000).

モリ事件とピノチェット事件は、その事実関係が似ているにもかかわらず、前者について後者のような劇的展開が起こりそうもない、と考えられるのかを明らかにしたい。

1 国際情勢

まずフジモリ事件では、ピノチェット事件のような国際世論の盛り上がりが見られない。数量的な比較は困難であるが、筆者が見聞したところによれば、マスコミや国際人権団体の関心は、ピノチェット事件ほど高くないように思われる。これは、もちろん国際的な政治状況の違いによるものである。ピノチェット事件の場合は、第三国であるスペインが、様々な人権侵害およびその他の犯罪の明確な証拠が発見されたことを理由として、引渡を求めた¹²⁶。さらに、米国やチリの暗黙の抗議にもかかわらず、多数のヨーロッパ諸国がこの元チリ指導者の引渡を求めて、外交的な圧力を加えた¹²⁷。

フジモリ事件では、日本に圧力を加える中立的な第三国が存在しない¹²⁸。またピノチェット事件と異なり、十分な証拠の収集によって人権侵害の事実を証明するのは、これからである。たしかに、人権侵害の事実の一部は明らかとなっているが、今のところフジモリ氏について主張されている事実は、いずれもピノチェット事件ほどの残虐性を見せていない。さらにペルー政権自体も、この事件を強引に解決するつもりがないこと

¹²⁶ スペインにおけるピノチェット裁判については、Carrasco & Fernández, *supra* note 3; Jaime Malamud Goti, *The Moral Dilemmas About Trying Pinochet in Spain*, 32 U. MIAMI INTER-AM. L. REV. 1 (2001); Steven Hernandez & Sarah C. Aird, *Profile of Dr. Juan E. Garces, Chief Lawyer in the Spanish Case Against General Augusto Pinochet*, 7 HUM. RTS. BRIEF 2 (1999); Shahram Seyedin-Noor, *The Spanish Prisoner: Understanding the Prosecution of Senator Augusto Pinochet Ugarte*, 6 U.C. DAVIS J. INT'L L. & POL'Y 41 (2000); Antoni Pigrau Sole, *The Pinochet Case in Spain*, 6 ILSA J. INT'L & COMP. L. 653 (2000); Richard J. Wilson, *Prosecuting Pinochet in Spain*, 6 HUM. RTS. BRIEF 3 (1999).

¹²⁷ Reydams, *supra* note 3, at 700; Sengupta, *supra* note 5, at 7.

¹²⁸ 現にマレーシアは、日本とペルーの間の紛争から距離を置こうとしている。*Malaysia Rejects Peruvian Prosecutor's Accusations Over Fujimori*, AGENCE FR. PRESSE, Aug. 23, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

を仄めかしている。現にトレド大統領は、ペルーへの援助および投資が最も多い国のひとつである日本との関係を悪化させるよりも、引渡の問題については「紳士的に話し合いたい」という姿勢を示している¹²⁹。そのため、現在までのところ、フジモリ事件は、国際的な人権団体やメディアを熱狂的に駆り立てるまでには至っていない¹³⁰。

2 国内情勢

つぎに国内情勢も、ピノチェット氏よりフジモリ氏のほうが有利となっている。最も重要であるのは、繰り返し述べたように、フジモリ氏が日本国民であるため、日本に居住する権利、および外国に引き渡されない権利などを有していることである。これに対して、ピノチェット氏は、英国とこのような関係になかった。

ただし、同じく詳述したように、政治的な意図はともかく、フジモリ氏の日本国籍にもとづく保護は、法律上完璧であるとは言えない。これは、フジモリ氏と日本のつながりが比較的曖昧であることに関係する。あえて言えば、フジモリ氏は、人種的に日本人であり、日本との関係を保ってきたという事実をうまく利用したにすぎない¹³¹。日本は、フジモ

¹²⁹ Ken Hijino & Paul Keller, *Peru Hopes to Limit Damage to Japanese Ties Over Fujimori*, FIN. TIMES (London), Oct. 26, 2001, at 11; *Latin America Briefs*, AP WIRE, Oct. 16, 2001, WESTLAW, Westnews, Associated Press (AP) Newswires-Plus Database.

¹³⁰ ただし、日本アムネスティ・インターナショナルは、フジモリ氏の日本亡命後1年近く経過してから、少しずつ運動を始めており、また米国支部および人権監視団は、2003年4月からフジモリ氏を裁判にかけるためのキャンペーンを始めた。*International Campaign Launched to Bring Peruvian Ex-President to Justice*, AFP, Apr. 8, 2003; *Widow of Murdered Lima Citizen Itching to See Fujimori Tried*, JAPAN POL'Y & POL., Oct. 29, 2001, WESTLAW, Westnews, Japan Policy and Politics Database; *Japan Must Not Shirk Obligation to Bring Fujimori to Justice*, AGENCE FR. PRESSE, Oct. 26, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

¹³¹ たとえば、*Foundations Laid for a Bright Future*, JAPAN TIMES, July 28, 1995, at 13によれば、外務省の中南米局長は、次のように政府の公式見解をまとめている。“Although the fact that the president is of Japanese descent is a secondary matter in Japan's [official foreign relations] policy towards Peru, it surely has a favorable impact on Japanese sentiments. . . . Since President Fujimori took office a

リ氏が外国の指導者となった最初の日本人であることを誇りに思い、またフジモリ氏も、日本人であることを誇りに思っているようである¹³²。このようにお互いが誇りに思っているからこそ、前述のような裁量権の行使がなされたのであろう。

たとえば、東京都知事の石原慎太郎氏は、「日本はフジモリ氏を保護する責任がある。彼は、日本からの移民の子であり、日本人として初めて外国の指導者となったからである」と述べている¹³³。さらに少し大胆だと思うが、ある東京の私立大学は、2002年の初頭に、フジモリ氏を客員教授として招き、彼が自分の意見を表明するための講演会を開いた¹³⁴。この大学のある教授は、次のように述べている。「我々（日本人）は、フジモリ氏に大きな借りがあるのだから、彼を助けるのは当然のことである。私は、彼がまた招かれることを期待している」¹³⁵。このようにフジモリ氏は、日本の大衆や政治家を味方にして、日本の政治をうまく利用した¹³⁶。もちろんピノチェット氏と英国の関係も、引渡の裁判が開始するまでは良好であったが、フジモリ氏と日本の一体感は、それをはるかに上回っている。

国家利益の観点からも、フジモリ氏と日本との関係は、ピノチェット氏と英国の関係よりも良好であった。おそらく最も重要であるのは、日本政府がフジモリ政権の期間中にペルーに大量の金銭的およびその他の援助を約束したことである¹³⁷。このような約束は、何年間も多数の援助プ

number of local governments, nongovernmental organizations, and individuals in Japan have provided grassroots support for Peru. . . . We have to value and build on such feelings.”

¹³² たとえば、Kiyoshi Kumagai, *Spotlight Falls on Peru*, JAPAN TIMES, July 28, 1990, at 6; Sims, *supra* note 111, at A3.

¹³³ Sims, *supra* note 111, at A3.

¹³⁴ 2002年1月5日付け読売新聞第2面参照。この講演会では、質問時間は設けられなかった。

¹³⁵ Jonathan Watts, *Fujimori Lecture Fuels Talk of Return to Peruvian Politics*, S. CHINA MORNING POST (Hong Kong), Jan. 11, 2002, at 12.

¹³⁶ *Fujimori Interested in Entering Japanese Politics*, AGENCE FR. PRESSE, Nov. 18, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

¹³⁷ Takehiko Kajita, *Japan Says Hostage Crisis Won't Change Peru Policy*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, Dec. 29, 1996, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File.

プロジェクトを任せた相手を、見捨て難くさせるものである¹³⁸。同様に、フジモリ氏が何度も日本を訪問し、1990年代の繁栄の時代に両国の関係を結びつけたことは、フジモリ氏の人柄について、良い印象を植え付けた¹³⁹。この良い印象は、1996年の日本大使館襲撃事件の解決によって、さらに高まった¹⁴⁰。マーガレット・サッチャー氏およびその他の保守党関係者も、ピノチェット政権下のチリと英国の間で様々な外交関係および援助があったことをいうが、フジモリ政権下のペルーと日本の関係には、到底及ばない。

日本の外交政策を決定づける経済的利益も、現在の日本の対応に影響を及ぼしている。当初から日本の経済界は、フジモリ氏に良い印象を抱いていた。なぜなら、彼は、大統領就任当時の国内経済問題を見事に解決したからである¹⁴¹。日本の経済界は、これに関心を抱き、またフジモリ氏からも積極的に民間投資の誘致を受けたので、フジモリ政権時代に相当の投資を行ない、それを拡大した¹⁴²。最初の良い印象およびその後

¹³⁸ *Investment in Peru Helped Make Japan a Terrorist Target*, NIKKEI WKLY., Dec. 23, 1996, at 1; Victor Aritomi Shinto, *Ties Strengthen in Variety of Fields*, JAPAN TIMES, July 28, 1996, at 10; Victor Aritomi Shinto, *Nation Achieves Important Advances*, JAPAN TIMES, July 28, 1995, at 13.

¹³⁹ たとえば、Toshiki Kaifu, *Government Is Promoting Cooperation*, JAPAN TIMES, July 28, 1991, at 23; Toshiki Kaifu, *Exchanges Bolster Relations*, JAPAN TIMES, July 28, 1990, at 6; *Kumamoto Panel Asks Japanese Government to Support Fujimori*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, Dec. 14, 2000, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File; Keizo Obuchi, *Friendly Ties Enhanced*, JAPAN TIMES, July 28, 1997, at 6.

¹⁴⁰ *Peru's Raid to Rescue Hostages Right Move Under Circumstances*, NIKKEI WKLY., Apr. 28, 1997, at 6. さらに1997年4月24日付け読売新聞第6面、1997年4月25日付け読売新聞第15面、1997年4月25日付け毎日新聞第2面、1997年4月26日付け読売新聞第1面参照。

¹⁴¹ Ryutaro Hashimoto, *Fujimori to Continue Seeing Nation Through Hardships*, JAPAN TIMES, July 28, 2000, at 6; Kiyoshi Kumagai, *Concern Shown for Peruvian Friends*, JAPAN TIMES, July 28, 1991, at 26; *Peru's Raid to Rescue Hostages Right Move Under Circumstances*, *supra* note 140, at 6.

¹⁴² Luis J. Macchiavello, *Democratic Process on Course*, JAPAN TIMES, July 28, 2001, at 6.

10年間の投資の拡大があったので、フジモリ氏と日本の関係は、良い方向に発展した¹⁴³。フジモリ氏が日本の経済界の代表と良好な関係を持つことによって、利益を得ていないはずがない¹⁴⁴。同様の利害関係は、ピノチェット氏が英国からの引渡をしばらくの間免れるのに大いに役立った¹⁴⁵。しかし、仮に日本がフジモリ氏をかくまうことによって、ペルーに投資をしている企業が損害を被るとしたら、日本政府に方針の見直しを求めるであろう¹⁴⁶。

要するに、事実関係に若干の類似性が見出されるとはいえ、日本政府によるフジモリ氏の扱いは、間違いなく英国によるピノチェット事件の解決ほど進歩的ないし国際的にはならないであろう。英国の裁判を支援した国際的な要素、すなわち他国の政府、非政府機関、海外のメディアなどは、いずれも反フジモリ・キャンペーンをあまり熱心に行っていない。さらに、もともと保守的な解決を支持する国民性、政界、経済界など、日本の国内的要素は、一段とフジモリ氏を保護する方向に傾いている。したがって、フジモリ事件は、あらゆる意味において、ピノチェット事件とは異なっている。

ピノチェット事件とフジモリ事件のおそらく異なる結幕は、その他の元独裁者たちにどのような教訓を残すのであろうか。皮肉なことに、国際友好的なアプローチがとられるのか、それともモンロー主義的なアプローチがとられるのかは、犯罪の残虐性にはかかっていないと思われる。フジモリ事件とピノチェット事件の分かれ目は、人権侵害の数ではなく、

¹⁴³ とくに注目すべきであるのは、1993年に「両国間の貿易の拡大」を目指して、民間企業による日本・ペルー経済協議会（Japan-Peru Business Council）が設立されたことである。 *Japan-Peru Businessmen's Meeting Starts*, JIJI PRESS, Sept. 6, 1994, LEXIS, News Library, Jiji Press Ticker Service File.

¹⁴⁴ 前述注111のように、フジモリ氏は、日本への亡命後、多数の著名人の保護を受けている。さらに、Hideo Takayama, *What Ever Happened to Alberto Fujimori*, NEWSWEEK, Apr. 16, 2001, at 42; Tokyo Gov. *Ishihara Behind Fujimori's Japan Stay, Paper Says*, JAPAN ECON. NEWSWIRE, Apr. 20, 2001, LEXIS, News Library, Japan Econ. Newswire File.

¹⁴⁵ Byers, *supra* note 125, at 421; Wilson & Wazir, *supra* note 111, at 1.

¹⁴⁶ *Peruvian Group Calls for Boycott of Japanese Products*, AGENCE FR. PRESSE, July 24, 2001, LEXIS, News Library, Agence Fr. Presse File.

訴訟そのものがいかに海外のメディア・非政府機関・外国政府の関心を惹くかにかかっている。もっとも、ある出来事が国際世論を盛り上げる程度およびその原因の究明は、本稿の対象ではなく、おそらくコミュニケーション論ないしメディア論の守備範囲に入るのであろう。さらに、ピノチェット事件とフジモリ事件を比較するには、古典的な要素も考慮しなければならない。前述のように、これらの事件は、当該個人と受入国の関係が民族的・政治的・経済的に密接であればあるほど、彼らの殻を打ち破るための国際的な圧力は、ますます大きくなければならないことを示している。したがって、平たく言えば、元独裁者たちは、ピノチェット事件の裁判を行なったスペインや英国のような国を避けて、旅行計画を練ったほうが良いであろう。

Ⅵ おわりに

フジモリ氏に対する日本の対応およびそれに対する諸国の反応からは、様々な教訓を得ることができる。狭義の法律レベルでは、2つの点が注目される。第1に、フジモリ氏に対する日本の対応は、政治的決断が彼のために少しなされたとはいえ、全体として現行法の中立的な適用に基づいていたと言える。したがって、フジモリ氏をかくまったという非難は、日本にとってあまりに酷であろう。しかし、日本政府が単に法治主義を守っただけであるとむきになって主張することも、国籍法の適用に潜む裁量の余地を考えれば、若干言い過ぎではないかと思う。第2に、フジモリ氏に対する日本の対応を批判する海外のメディアの報道には、根本的に間違っている点があるが、それは、日本の法令が時代遅れとなっており、ダブル・スタンダードであること、および政府の説明に矛盾があることに起因しているのであるから、日本政府は、このような誤解を招いたことについて、まったく責任がないわけではない。要するに、日本の国籍法および逃亡犯罪人引渡法は、最近の比較法的動向を取り入れておらず、それによって直接または間接的に悪いイメージを与えている。この点は、日本政府に責任があると思われる。

より広く政治的な側面をみれば、フジモリ事件は、とりわけピノチェット事件と比べて、以下の2つの特徴を有している。第1に、日本法のも

とで行なわれたフジモリ氏の保護は、ピノチェット事件によって発展した国際法がいかに簡単に国内法によって制限されてしまうのかを示している。このような制限は、もちろん英国の裁判において提起された外国主権免除などの国際法ルールからも生じうるが、フジモリ事件が示すものは、もっと深刻である。なぜなら、国際法違反で告訴された者がその本国にいる場合（このようなケースは多いであろう）、外国からの引渡要求に対する絶対的自国民保護が国内法に規定されている限り、このような国内法の規定が優先してしまうからである。この古びた国際法ルールにもとづく偏狭な国内法規定は、裁量によって国際協力を優先させるルールに取って代わられつつある。しかし、二重国籍を認めつつも、自国民不引渡のルールを直接または間接的に廃止するという立法政策が、グローバル・スタンダードにならない限り、ピノチェット事件の先例は骨抜きになるであろう。

第2に、フジモリ事件は、いかにピノチェット事件が特殊であるかを印象づけた。人権侵害行為の個人責任に関する国際法規範は、まだ発展途上であるが、ピノチェット事件は、国内の保守勢力の抵抗を克服するために、国際的要素がうまく噛み合った稀有な事例であったと言える。このようなピノチェット事件の国際法および国際政治への良い影響とは対照的に、フジモリ事件は、より平凡なシナリオのもとで、いかに国内法が障害になるか、また進歩的な結果をもたらすのに必要な要素がいかに気まぐれであるかを見せてくれた。要するに、フジモリ氏に対する日本の対応が国際法の発展にとってマイナスであったことによって、一層、ピノチェット事件が画期的であったことが際立っている。

[追記]

本稿は、Kent Anderson, *An Asian Pinochet?—Not Likely: The Unfulfilled International Law Promise in Japan's Treatment of Former Peruvian President Alberto Fujimori*, 38 STAN. J. INT'L L. 177 (2002) について、奥田が日本語への翻訳および加筆訂正（とりわけ第3章）を行ない、アンダーソンとの意見調整を行なった結果にもとづいている。アンダーソンの英語論文は、かつて本学の助教授として在任していた間に執筆されたものである。執筆にあたり、以下の方々から、助言や援助を頂いたことに感謝の意を

表したい。すなわち、マイケル・バイヤーズ (Michael Byers)、アンドリュー・バーンズ (Andrew Byrnes)、クレール・クッチョ (Claire Cuccio)、古谷修一、齋野彦弥、デビッド・タロック (David Tulloch)、デビッド・ジョンソン (David T. Johnson)、ポール・マカスカー (Paul D. McCusker) の皆さんである (敬称略)。もちろん、内容に関する責任は筆者のみにある。

なお本稿は、以上のような経緯で執筆されたものであり、日本の法制度および政治が外国からどのように受けとめられているのかを中心に考察するものであるため、日本の問題についても外国語文献の引用が多くなったことをご了承頂きたい。また本稿に記述した事実関係は、原則として2002年夏までの情報にもとづいていることをお断りしておく。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 54 No. 3 (2003)
SUMMARY OF CONTENTS

**Issues Raised under Japanese Nationality Law and
International Criminal Law
by the Case of Former Peruvian President Alberto Fujimori**

Kent ANDERSON*

Yasuhiro OKUDA**

In November 2000, Peruvian president Alberto Fujimori surprised many by unexpectedly attending an economic conference in Brunei in the midst of a national crisis in Lima brought about by videotapes of his chief adviser bribing various officials on his behalf. Fujimori continued to surprise when he unexpectedly remained in Japan after a stopover on his return flight. Things only got stranger as Fujimori then resigned from office via fax and declared he intended to stay in Japan, from where his parents had immigrated. The situation culminated a month later when the Japanese Ministry of Justice confirmed that the Lima-born, three time Peruvian president was in fact a Japanese citizen.

Following Fujimori's abdication, the Peruvian justice system brought charges against him for, inter alia, corruption and human rights abuses. Subsequently, Peru has asked Japan to hand over Fujimori so that he can stand trial in Peru or elsewhere. Japan

* Senior Lecturer, The Australian National University, Faculty of Law and formerly Associate Professor, Hokkaido University, School of Law. For a more detailed discussion of the Fujimori case in English see, Kent Anderson, *An Asian Pinochet? – Not Likely: The Unfulfilled International Law Promise in Japan's Treatment of Former Peruvian President Alberto Fujimori*, 38 STAN. J. INT'L L. 177 (2002).

** Professor of Private International Law, Hokkaido University, School of Law.

has responded that because Fujimori is a Japanese national and there is no extradition treaty between Peru and Japan, Japan cannot extradite him. Further, there appears to be no indication that Japan will prosecute Fujimori or turn him over to another country or international tribunal.

In response to these developments, many in the media and human rights advocates have claimed Japan has made an affirmative political decision to protect Fujimori, that is, to harbour him. These commentators suggest that Japan is rewarding Fujimori for solving the 1996 Lima hostage crisis, improving Peru's economy, and simply for being ethnically Japanese. The Japanese government has countered that it is merely applying the law as written without any positive discretion. Neither of these positions is wholly correct. In this article, we submit that a neutral application of Japan's relevant nationality and extradition laws does indeed put Fujimori in a uniquely protected position. Nevertheless, we show how the government has passively avoided available avenues through which the allegations against Fujimori might be judicially vetted if the political will existed. Furthermore, we conclude by contrasting Japan's so far parochial treatment of Fujimori with the more progressively international treatment recently faced by former Chilean General Augusto Pinochet to show how fickle the various factors are for holding individual political and military leaders liable for human rights violations committed under their control.

The first section of this Article analyzes Fujimori's claims to Japanese nationality. We show how Fujimori legitimately was a dual Peruvian-Japanese national in 2000 despite having only tangential connections with Japan and Japan's generally restrictive policy towards nationality. In other words, the facts surrounding Fujimori evidence how he has satisfied each hurdle for retaining the Japanese nationality that he acquired as the son of a Japanese father including its acquisition, retention, non-renunciation, and election. We also explain, however, how the Japanese Ministry of Justice has failed to exercise its arguable discretion under the Nationality Act¹ to revoke Fujimori's Japanese citizenship for formerly holding a public office not available to a Japanese mono-national.

The second section of this Article examines ways in which Fujimori might be held accountable under international and domestic criminal law. First, we concede that as a

¹ See Kokuseki hō [Nationality Act], Law No. 147 of 1950, art. 16(2), as amended by Law No. 45 of 1984, translated at Japan Ministry of Justice, *The Nationality Law*, <http://www.moj.go.jp/ENGLISH/CIAB/law01.html>.

Japanese national Fujimori is not extraditable under the Extradition of Criminal Fugitives Act.² However, we note that Japan's adherence to this non-extradition of nationals policy is out of sync with modern approaches and may violate its international obligations under the U.N. Convention against Torture.³ The section continues by showing why other options for holding Fujimori liable under general domestic criminal law and international criminal law are practically unlikely or theoretically impossible.

The Article concludes with a political-analysis comparison of Fujimori's treatment in Japan with Pinochet's treatment in the United Kingdom.⁴ From this examination we conclude that Japan's treatment of Fujimori will diverge from and not extend the progressive international law developments initiated by the Pinochet case. In particular and in contrast to Pinochet, the Fujimori case has not excited any international interests. The international media, human rights NGOs, and neutral third countries have all been largely silent on the Fujimori matter while they were the primary catalysts in Pinochet's case. Furthermore, domestic factors favor Fujimori's interests in Japan much more so than they did Pinochet in Britain. For example, Fujimori has deeper personal, ethic, political, and economic connections in Japan — and all the goodwill benefits that accompany these — than Pinochet benefited from in Europe.

In summary, Fujimori provides an interesting case for investigation of a variety of Japanese nationality issues and international criminal law problems. For example, Fujimori's treatment shows how multi-nationality is still possible in Japan despite the government's apparent preference for restrictive nationality requirements. This in turn explains why the international media's insinuation that Japan has made an affirmative political decision to harbour Fujimori is incorrect. Nonetheless, Fujimori's case also suggests that the Ministry of Justice is not as limited in its options on how to handle Fujimori as it asserts. More importantly, Fujimori's situation in Japan highlights the limitations of domestic and international law in providing forums to address

² See *Tōbō hanzai'nin hikiwatashi hō* [Extradition of Criminal Fugitives Act], Law No. 68 of 1953, art. 2(9).

³ See Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, A/Res/39/46, Annex, New York, 10 Dec. 1984, art. 7.

⁴ For a discussion of Pinochet, see e.g., William J. Aceves, *Liberalism and International Legal Scholarship: The Pinochet Case and the Move Toward a Universal System of Transnational Law Litigation*, 41 HARV. INT'L L. J. 129 (2000).

international human rights claims. Fujimori is indeed protected in Japan, but rather than being a result of Japan's conscious decision to protect him this is more troublingly based simply on domestic and international rules from a time where parochial notions of sovereignty trumped absolutely even discretionary rules for international cooperation. The distinct and majoritarian trend is to modernize those laws that categorically deny a more progressively international approach, and hopefully the Fujimori case will spur a similar updating in Japan.